令和６年度　南河内地域水防災連絡協議会
次　　第

１．　日　時：令和６年５月２３日（木）１４：００～１６：００
２．　場　所：南河内府民センタービル　３階　講堂

３．　議事次第

(1)開会挨拶

(2)出席者紹介

(3)議案、報告事項

１．議案１　　南河内地域水防災連絡協議会　規約改正（事務局）
２．報告事項１　行政ワーキングの結果報告（事務局）
３．議案２　　流域治水の推進について（河川室）
４．議案３　　５年間で実施する具体的な取組の進捗状況（事務局）
５．議案４　　流域治水プロジェクトの更新について（事務局）
６．議案５　　おおさかタイムライン防災プロジェクトについて（河川室）
７．議案６　　要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について(事業調整室)
８．報告事項２　各機関の取組報告（各構成員）
９．報告事項３　令和６年度流域治水プロジェクト推進スケジュール（各構成員）
10．報告事項４　令和６年度富田林土木事務所事業予定（事務局）
11．報告事項５　令和６年度大阪府水防計画の改定について（事業調整室）
12．報告事項６　洪水浸水想定区域の指定拡大について（河川室）

(4)情報提供（※資料配布のみ）

13．防災気象情報の改善に係る取組について（大阪管区気象台）
14．三島地域の広域避難に関する取組紹介等について（危機管理室）

(5)質疑応答

(6)閉会挨拶

令和6年度　南河内地域水防災連絡協議会　　出席者名簿

構成員	氏名	出席者（代理出席者を含む）		Web
大阪府知事	吉村　洋文	欠席		
富田林市長	吉川　善美	（代理）市長公室付部長兼危機管理監	花岡　憲	
河内長野市長	島田　智明	（代理）危機管理監	古谷　育子	
松原市長	澤井　宏文	（代理）危機管理課係長	松野　幸平	
羽曳野市長	山入端　創	（代理）危機管理部長	松永　秀明	
藤井寺市長	岡田 一樹	（代理）危機管理監	辻井　英樹	
大阪狭山市長	古川　照人	（代理）危機管理室長	谷　義浩	
太子町長	田中　祐二	（代理）政策総務部長	小角　孝彦	
河南町長	森田　昌吾	（代理）政策総務部長	渡辺　慶啓	
千早赤阪村長	南本　斎	（代理）村政戦略部危機管理課課長代理	矢部　高啓	
堺市長	永藤　英機	（代理）危機管理室長	山路　智志	Web
大阪市長	横山　英幸	（代理）危機管理室危機管理課課長代理	柿木　一也	
柏原市長	冨宅　正浩	（代理）危機管理監	小林　聡	
大阪府富田林土木事務所長	岡田 秀樹			
南河内地域防災監兼地域支援･企画課長	近藤 歩			
大阪府八尾土木事務所長	藤野　昭生	（代理）地域支援･企画課課長補佐	山岡　武彦	Web
大阪府南部流域下水道事務所長	角谷　敬司	（代理）建設課長	上栫　勇一	
大阪府南河内農と緑の総合事務所長	和田　和繁	（代理）地域政策室長	北山　和宜	
大阪府藤井寺保健所長	森脇　俊	（代理）企画調整課副主査	石田　加奈美	
大阪府富田林保健所長	大原　俊剛	（代理）企画調整課　課長	梯　和代	
大和川河川事務所長	細川　晋	（代理）事業対策官	稲垣　茂人	Web
大阪管区気象台長	榊原 茂記	（代理）気象防災情報調整官	濵岡　昭之	
大阪府羽曳野警察署長	西　祐司	（代理）警備課　課長	貝原　謙二	
大阪府富田林警察署長	高岡　廣次	（代理）警備課　課長	麻尾　昌也	
大阪府松原警察署長	末次　隆士	（代理）警備課　課長	福谷　潤一郎	
大阪府黒山警察署長	奥　高朋	（代理）警備課　課長	宮末　正彦	
大阪府河内長野警察署長	中谷　直喜	（代理）警備課　主任	南畑　誠	
大阪府柏原警察署長	木原　美悟	（代理）警備課　課長	川野　貴文	
堺市消防局消防長	西尾　学	（代理）警防課長	横田　雅幸	
大阪南消防局消防局長	小池　一彰	（代理）警防課参事	谷　祥充	
松原市消防本部消防長	亀井　浩	（代理）警防課　課長補佐	小林　剛	Web
大阪広域水道企業団南部水道事業所長	田村　武志	（代理）維持管理課主査	北村　敦彦	
関西電力送配電株式会社大阪南本部羽曳野配電営業所長	父川　久己	（代理）設備運用係長	温井　誠	
大阪ガスネットワーク株式会社南部事業部長	松下　研一			
河内長野ガス株式会社導管事業部長	辻　正治			
西日本電信電話株式会社関西支店災害対策室長	木下　建次	（代理）災害対策室　次長	美馬　隆司	Web
近畿日本鉄道株式会社工務課長	東口　真也	（代理）工務課主査	高井良　博樹	
南海電気鉄道株式会社工務課長	徳地　龍	（代理）施設部（工務）上級主任	辻　智弘	
近鉄バス株式会社松原営業所長	井手尾　正則			
南海バス株式会社河内長野営業所長	朝野　昭彦			

令和６年度　南河内地域水防災連絡協議会　出席者名簿

日時：令和６年５月２３日（木）14:00～　　場所：南河内府民センタービル3階講堂

区分	機関名	職　名	氏　名	出席者（代理出席者含む）		随　行　者	
				職　名	氏　名	職　名	氏　名
構成員（会長）	大阪府	大阪府知事	吉村　洋文	大阪府富田林土木事務所長	岡田 秀樹		
構成員	富田林市	市長	吉村　善美	市長公室付部長　危機管理官	花岡　憲		
構成員	河内長野市	市長	島田　智明	危機管理監	古谷　育子	危機管理課長	上田　明彦
構成員	松原市	市長	澤井　宏文	危機管理課係長	松野　幸平	危機管理課	齋藤　丈二
構成員	羽曳野市	市長	山入端　創	危機管理部長	松永　秀明	危機管理室長	八尾　元章
構成員	藤井寺市	市長	岡田　一樹	危機管理監	辻井　英樹	危機管理室主査	玉置　一樹
構成員	大阪狭山市	市長	古川　照人	危機管理室長	谷　義浩	危機管理室次長 危機管理室主査	吉田　耕太郎 山尾　将之
構成員	太子町	町長	田中　祐二	政策総務部長	小角　孝彦	まちづくり推進部地域整備課長	小濱　健一
構成員	河南町	町長	森田　昌吾	政策総務部長	渡辺　慶啓		
構成員	千早赤阪村	村長	南本　斎	村政戦略部危機管理課課長代理	矢部　高啓		
構成員	堺市	市長	永藤　英機	危機管理室長 （WEB参加）	山路　智志	危機管理室防災課係長 （WEB参加）	國方　祐希
構成員	大阪市	市長	横山　英幸	危機管理室危機管理課課長代理	柿木　一也	危機管理室危機管理課	池田　航助
構成員	柏原市	市長	冨宅　正浩	危機管理監	小林　聡	都市デザイン部長 都市管理課長	森本　貞男 増井　嘉信
構成員	大阪府富田林土木事務所	所長	岡田 秀樹	所長	岡田 秀樹		
構成員	大阪府富田林土木事務所	南河内地域防災監兼地域支援・企画課長	近藤　歩	南河内地域防災監兼地域支援・企画課長	近藤　歩		
（事務局）	大阪府事業管理室			都市防災課　課長補佐	有田　孝雄	事業企画課主査	谷口　智史
（事務局）	大阪府河川室			河川整備課　参事	杉浦　毅	河川整備課　課長補佐	宇都宮　福敬
（事務局）	大阪府危機管理室			災害対策課　主査	大井　祥之		
構成員	大阪府八尾土木事務所	所長	藤野　昭生	地域支援・企画課課長補佐	山岡　武彦	（WEB参加）	
構成員	大阪府南部流域下水道事	所長	角谷　啓司	建設課長	上栫　勇一		
構成員	大阪府南河内農と緑の総	所長	和田　和繁	地域政策室　室長	北山　和宣		
構成員	大阪府藤井寺保健所	所長	森脇　俊	企画調整課副主査	石田　加奈美		
構成員	大阪府富田林保健所	所長	大原　俊剛	企画調整課　課長	梯　和代		
構成員	大和川河川事務所	所長	細川　晋	事業対策官	稲垣　茂人	（WEB参加）	
構成員	大阪管区気象台	気象台長	榊原　茂記	気象防災情報調整官	濵岡　昭之		
構成員	大阪府羽曳野警察署	署長	西　祐司	警備課　課長	貝原　謙二	警備課　係長	葛本　淳司
構成員	大阪府富田林警察署	署長	高岡　廣次	警備課　課長	麻尾　昌也		
構成員	大阪府松原警察署	署長	末次　隆士	警備課　課長	福谷　潤一郎		
構成員	大阪府黒山警察署	署長	奥　高朋	警備課　課長	宮末　正彦		
構成員	大阪府河内長野警察署	署長	中谷　直喜	警備課　主任	南畑　誠		
構成員	大阪府柏原警察署	署長	木原　美悟	警備課　課長	川野　貴文	警備課　係長 警備課　主任	森　誠太郎 堤　万記子
構成員	堺市消防局	消防局長	西尾　学	警防課長	横田　雅幸	警防係長	井手　佑弥
構成員	大阪南消防局	消防局長	小池　一彰	警防課　参事	谷　祥充		
構成員	松原市消防本部	消防長	亀井　浩	警防課　課長補佐	小林　剛	（WEB参加）	
構成員	大阪広域水道企業団	南部水道事業所長	田村　武志	維持管理課　主査	北村　敦彦		
構成員	関西電力送配電株式会社	大阪南本部　羽曳野営業所長	父川　久己	設備運用係長	温井　誠		
構成員	大阪ガスネットワーク株式会社	南部事業部長	松下　研一	南部事業部長	松下　研一	導管計画Gリーダー	新里　憲二
構成員	河内長野ガス株式会社	導管事業部長	辻　正治	導管事業部業務企画チームリーダー	安栖　昌幸		
構成員	西日本電信電話株式会社　大阪支店	災害対策室長	木下　建次	災害対策室　次長	美馬　隆司	（WEB参加）	
構成員	近畿日本鉄道株式会社	工務課長	東口　真也	工務課　主査	高井良　博樹		
構成員	南海電気鉄道株式会社	工務課長	徳地　龍	施設部（工務）上級主任	辻　智弘		
構成員	近鉄バス株式会社松原営業所	所長	井手尾　正則	所長	井手尾　正則		
構成員	南海バス株式会社河内長野営業所	所長	朝野　昭彦	所長	朝野　昭彦		
（事務局）	大阪府富田林土木事務所			地域支援・企画課	石﨑　晃	建設課　；横田 裕輝、萬城 久幸	
					中村　誠希	松原建設事業所建設課；今田 清重	
					岡野 星門		
					本庄 未宙		

令和６年度　南河内地域水防災連絡協議会　配席表

令和６年５月２３日（木）
南河内府民センター３階 講堂

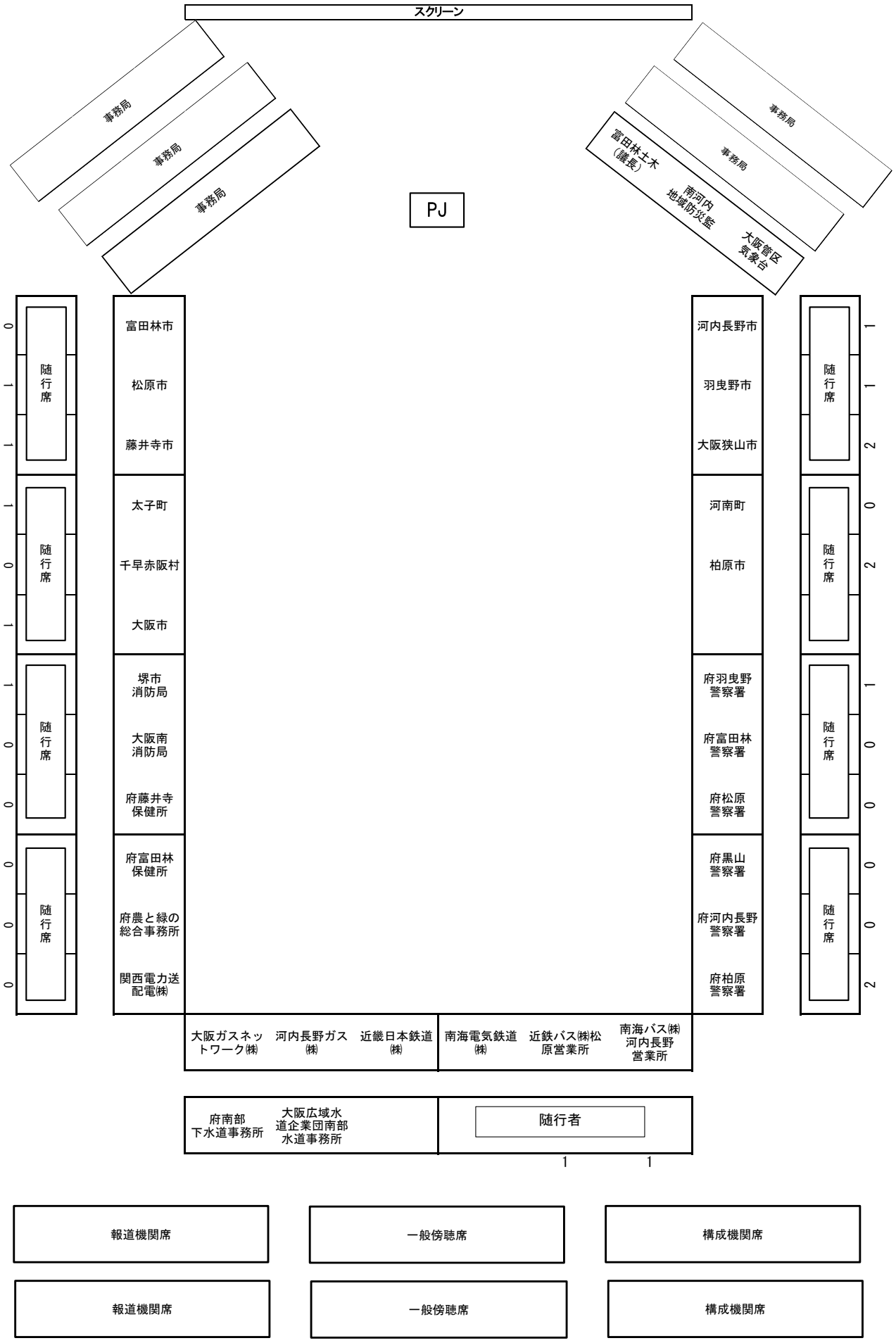

令和６年度　南河内地域水防災連絡協議会
配布資料リスト

１．　次第
２．　出席者名簿
３．　配席図
４．　資料

資料①　南河内地域水防災連絡協議会　規約改正（案）
資料②　行政ワーキングの結果報告（事務局）
資料③　流域治水の推進について（河川室）
資料④　５年間で実施する具体的な取組の進捗状況（事務局）
資料⑤　流域治水プロジェクトの更新について（事務局）
資料⑥　おおさかタイムライン防災プロジェクトについて（河川室）
資料⑦　要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について（事業調整室）
資料⑧　各機関の取組報告（各構成員）
資料⑨　令和６年度流域治水プロジェクト推進スケジュール（各構成員）
資料⑩　令和６年度富田林土木事務所事業予定（事務局）
資料⑪　令和６年度大阪府水防計画の改定について（事業調整室）
資料⑫　洪水浸水想定区域の指定拡大について（河川室）
資料⑬　防災気象情報の改善に係る取組について（大阪管区気象台）
資料⑭　三島地域の広域避難に関する取組紹介等について（危機管理室）

資料１－１

南河内地域水防災連絡協議会規約（案）

（名称）

第1条　本協議会の名称は、南河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

（用語の定義）

第2条　この規約において「南河内地域」とは、協議会で防災・減災対策に取組む地域とし、別図に示す地域をいう。

（目的）

第3条　協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「南河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水や土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を迅速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

（組織）

第4条　協議会は、「南河内地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。

２　協議会に、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

３　前項に定めるもののほか、協議会は、構成員の同意を得て、必要に応じて各種の WG を設置することができるものとする。

（協議会での連絡協議事項）

第5条　協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

（1）「南河内地域」における防災・減災対策の取組に関する事項

（2）各市町村間の情報連絡系統の整備に関する事項

（3）各市町村の水防体制、備蓄資器材の情報交換に関する事項

（4）水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等の情報交換に関する事項

（5）大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知に関する事項

（6）南河内地域に関する雨量、水位等の情報伝達に関する事項

（7）その他協議会の目的達成に必要と認める事項

（行政WGでの検討事項）

第6条　行政WGは、前条第１号から第４号の事項において、次の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

（1）　洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項

（2）　各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項

（3）　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機

関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

（4） 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「南河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項

（5） その他大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第7条 協議会は、別表１に掲げる者をもって構成する。

２ 協議会に、会長を置き、会長には大阪府知事をあてる。

３ 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。

４ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

５ 会長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。

６ 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第8条 行政WGは、別表２に掲げる者をもって構成する。

２ 行政WGの議長は、別表２の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。

３ 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５ 議長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第９条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政 WG の活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

２ オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第 10 条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２ 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第 11 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第 12 条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とす

る。

(事務局)

第 13 条　協議会の事務局は、大阪府富田林土木事務所に置く。

(委任)

第１４条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

附　則

この規約は、平成　３年５月２７日から施行する。
この規約は、平成１２年４月１３日から施行する。
この規約は、平成１３年６月１４日から施行する。
この規約は、平成１６年６月１１日から施行する。
この規約は、平成２１年６月１１日から施行する。
この規約は、平成２３年６月２３日から施行する。
この規約は、平成３０年１月２９日から施行する。
この規約は、平成３０年５月３１日から施行する。
この規約は、令和元年５月 29 日から施行する。
この規約は、令和２年５月 28 日から施行する。
この規約は、令和３年６月８日から施行する。
この規約は、令和４年３月２５日から施行する。
この規約は、令和４年６月３０日から施行する。
この規約は、令和５年５月２２日から施行する。
この規約は、令和６年〇月〇〇日から施行する。

別表１（第７条関係）

（自治体）
大阪府知事
富田林市長
河内長野市長
松原市長
羽曳野市長
藤井寺市長
大阪狭山市長
太子町長
河南町長
千早赤阪村長
堺市長
大阪市長
柏原市長

（自治体関係）
大阪府富田林土木事務所長
大阪府南河内地域防災監
大阪府八尾土木事務所長
大阪府中河内地域防災監
大阪府南部流域下水道事務所長
大阪府南河内農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
大阪府富田林保健所長

（国関係）
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長
気象庁大阪管区気象台長
（警察機関）
大阪府羽曳野警察署長
大阪府富田林警察署長
大阪府松原警察署長
大阪府黒山警察署長
大阪府河内長野警察署長
大阪府柏原警察署長

（消防機関）
堺市消防局消防局長
大阪南消防局消防局長
松原市消防本部消防長

（占用事業者）
大阪広域水道企業団南部水道事業所長
関西電力送配電株式会社　大阪南本部　羽曳野配電営業所長
大阪ガスネットワーク株式会社　南部事業部長
河内長野ガス株式会社　導管事業部長
西日本電信電話株式会社関西支店　設備部災害対策室長

（運輸事業者）
近畿日本鉄道株式会社　工務課長
南海電鉄株式会社　工務課長
近鉄バス株式会社　松原営業所　所長
南海バス株式会社　河内長野営業所　所長

別表２（第８条関係）

（自治体関係）
大阪府南河内地域防災担当参事　兼　大阪府富田林土木事務所　地域支援・企画課長
大阪府富田林土木事務所　建設課長
大阪府富田林土木事務所　松原建設事業所　建設課長
大阪府中河内地域防災担当参事　兼　大阪府八尾土木事務所　地域支援・企画課長
大阪府八尾土木事務所　建設課長
大阪府都市整備部事業調整室　都市防災課　参事
大阪府都市整備部河川室　河川整備課　参事
大阪府下水道室　事業課長
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室 審査指導課長
大阪府危機管理室防災企画課参事
大阪都市計画局計画推進室　計画調整課　参事
大阪府南部流域下水道事務所　建設課長
大阪府南河内農と緑の総合事務所　地域政策室　室長

富田林市 危機管理監
富田林市　産業まちづくり部長
河内長野市　危機管理監
河内長野市　都市づくり部長
松原市　危機管理課長
松原市　上下水道管理課長
羽曳野市 危機管理部長
羽曳野市 下水道部長
藤井寺市 危機管理監
藤井寺市 都市整備部長
大阪狭山市　危機管理室次長
大阪狭山市　水政策部下水道・水路グループ課長
太子町　まちづくり推進部長
太子町　政策総務部長
河南町 総合政策部長
河南町 まち創造部長
千早赤阪村 危機管理課長
千早赤阪村 都市整備課長
堺市 危機管理室長
堺市　土木部長
堺市　下水道管路部長
大阪市　危機管理室　防災計画担当課長
大阪市　建設局企画部　工務課長
柏原市　危機管理監
柏原市　都市デザイン部長
柏原市　上下水道部長

（国関係）
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所　事業対策官
大阪管区気象台　気象防災部　気象防災情報調整官

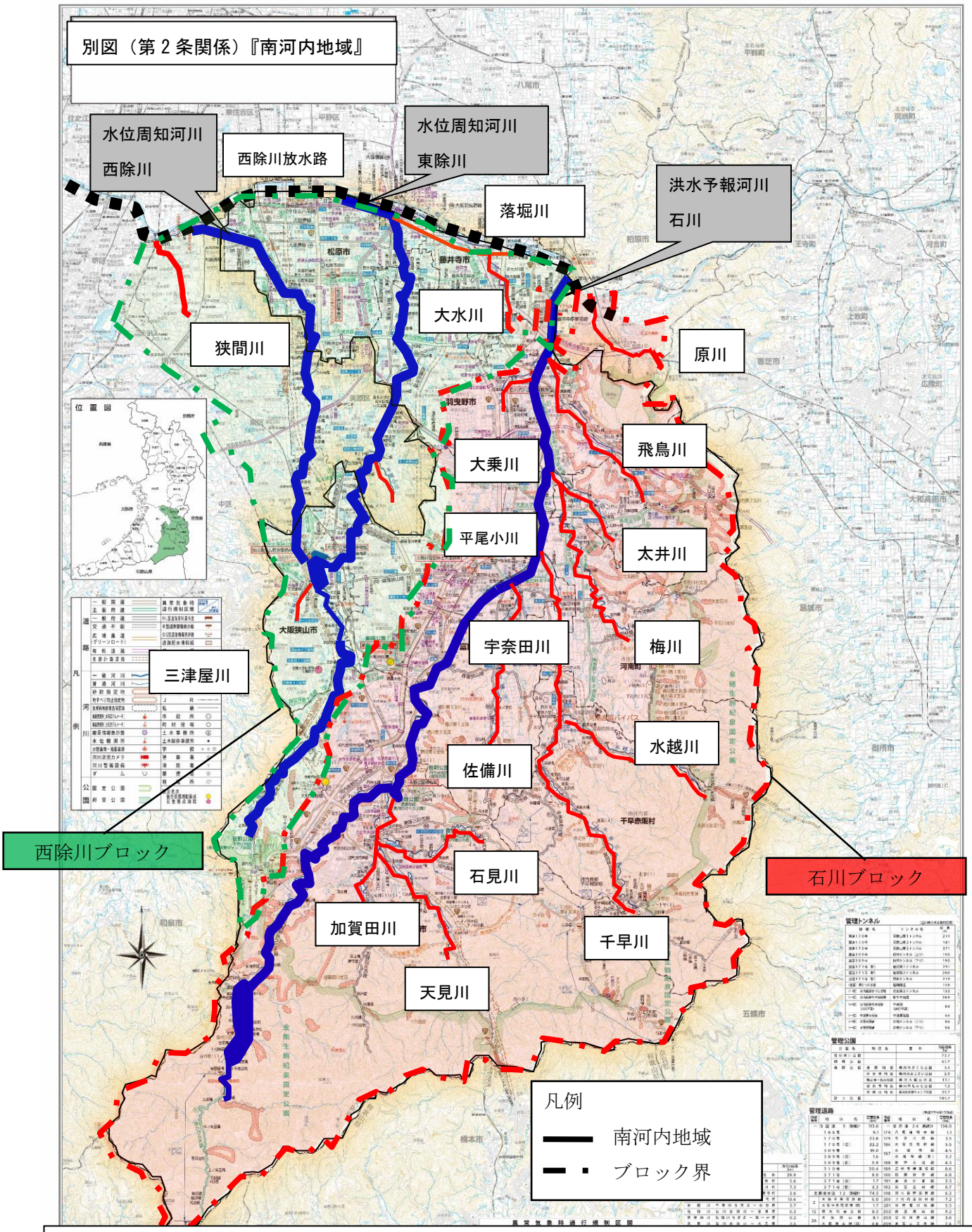

「南河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。（柏原市域に存する石川と原川、堺市に移管した狭間川を含む）

資料 1-2

規約改正　対照表

現行規約	改正案規約	備考
附　則	附　則	
この規約は、平成　３年５月２７日から施行する。	この規約は、平成　３年５月２７日から施行する。	
この規約は、平成１２年４月１３日から施行する。	この規約は、平成１２年４月１３日から施行する。	
この規約は、平成１３年６月１４日から施行する。	この規約は、平成１３年６月１４日から施行する。	
この規約は、平成１６年６月１１日から施行する。	この規約は、平成１６年６月１１日から施行する。	
この規約は、平成２１年６月１１日から施行する。	この規約は、平成２１年６月１１日から施行する。	
この規約は、平成２３年６月２３日から施行する。	この規約は、平成２３年６月２３日から施行する。	
この規約は、平成３０年１月２９日から施行する。	この規約は、平成３０年１月２９日から施行する。	
この規約は、平成３０年５月３１日から施行する。	この規約は、平成３０年５月３１日から施行する。	
この規約は、令和元年５月 29 日から施行する。	この規約は、令和元年５月 29 日から施行する。	
この規約は、令和２年５月 28 日から施行する。	この規約は、令和２年５月 28 日から施行する。	
この規約は、令和３年６月８日から施行する。	この規約は、令和３年６月８日から施行する。	
この規約は、令和４年３月２５日から施行する。	この規約は、令和４年３月２５日から施行する。	
この規約は、令和４年６月３０日から施行する。	この規約は、令和４年６月３０日から施行する。	
この規約は、令和５年５月２２日から施行する。	この規約は、令和５年５月２２日から施行する。	
	この規約は、令和６年〇月〇〇日から施行する。	

現行規約	改正案規約	備考
別表１（第７条関係） （自治体） （省略） （消防機関） 堺市消防局消防局長 富田林市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 松原市消防本部消防長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長 （省略） （占用事業者） 大阪広域水道企業団南部水道事業所長 関西電力送配電株式会社　大阪支社　東大阪地域総括長 大阪ガスネットワーク株式会社　南部事業部長 河内長野ガス株式会社　導管事業部長 西日本電信電話株式会社関西支店　設備部災害対策室長 （運輸事業者） 近畿日本鉄道株式会社　工務課長 南海電鉄株式　工務課長 近鉄バス株式会社　松原営業所　所長 南海バス株式会社　河内長野営業所　所長 金剛自動車株式会社　運輸部　所長	別表２（第８条関係） （自治体関係） （省略） （消防機関） 堺市消防局消防局長 大阪南消防局消防局長 松原市消防本部消防長 （省略） （占用事業者） 大阪広域水道企業団南部水道事業所長 関西電力送配電株式会社　大阪南本部　羽曳野配電営業所長 大阪ガスネットワーク株式会社　南部事業部長 河内長野ガス株式会社　導管事業部長 西日本電信電話株式会社関西支店　設備部災害対策室長 （運輸事業者） 近畿日本鉄道株式会社　工務課長 南海電鉄株式　工務課長 近鉄バス株式会社　松原営業所　所長 南海バス株式会社　河内長野営業所　所長 （削除）	

現行規約	改正案規約	備考
別表２（第８条関係） （自治体関係） （省略） 富田林市 危機管理官 富田林市　産業まちづくり部長 河内長野市　危機管理監 河内長野市　都市づくり部長 松原市　危機管理課長 松原市　上下水道管理課長 羽曳野市 危機管理室長 羽曳野市 下水道部長 藤井寺市 危機管理監 藤井寺市 都市整備部長 大阪狭山市　危機管理室次長 大阪狭山市　水資源部治水対策グループ課長 太子町　まちづくり推進部長 太子町　政策総務部長 河南町 総合政策部長 河南町 まち創造部長 千早赤阪村 危機管理課長 千早赤阪村 施設整備課長 堺市 危機管理室長 堺市　土木部長 堺市　下水道管路部長 大阪市　危機管理室　防災計画担当課長 大阪市　建設局企画部　工務課長 柏原市　危機管理監 柏原市　都市デザイン部長 柏原市　上下水道部長	別表２（第８条関係） （自治体関係） （省略） 富田林市 危機管理監 富田林市　産業まちづくり部長 河内長野市　危機管理監 河内長野市　都市づくり部長 松原市　危機管理課長 松原市　上下水道管理課長 羽曳野市 危機管理部長 羽曳野市 下水道部長 藤井寺市 危機管理監 藤井寺市 都市整備部長 大阪狭山市　危機管理室次長 大阪狭山市　水政策部下水道・水路グループ課長 太子町　まちづくり推進部長 太子町　政策総務部長 河南町 総合政策部長 河南町 まち創造部長 千早赤阪村 危機管理課長 千早赤阪村 都市整備課長 堺市 危機管理室長 堺市　土木部長 堺市　下水道管路部長 大阪市　危機管理室　防災計画担当課長 大阪市　建設局企画部　工務課長 柏原市　危機管理監 柏原市　都市デザイン部長 柏原市　上下水道部長	

資料２

令和６年度　第１回南河内地域水防災連絡協議会行政WG　議事概要

日　時：令和６年４月25日（木）10：00～12：00
場　所：南河内府民センター　3階講堂（Web開催併用）
出席者：行政WG構成員（代理出席も含む）

■議事内容

議題

１．水防災連絡協議会規約改正について
・事務局より組織改編等による構成員の規約改正を説明。

２．流域治水の推進について
・河川室よりR６年度の取り組みについて説明を行ったほか、モデル流域等における課題や解決手法について報告。

３．概ね５年間で実施する具体的な取組の進捗状況について
・事務局よりとりまとめ中の資料について趣旨説明を行い、各市町村が5箇年で実施すべき資料容の確認を行った。

４．令和６年度富田林土木事務所事業予定箇所について
・事務局より今年度の主な工事個所の説明。

５．令和５年度の河川施設点検結果について
・事務局よりR５年度河川巡視点検結果損傷個所の対応について説明。

６．流域治水プロジェクトの更新について
・石川ブロック・西除川ブロックの流域治水プロジェクトの更新を説明。

７．おおさかタイムライン防災プロジェクトについて
・河川室より広域タイムラインの活用、市町村タイムラインの府下全市町村完成の依頼、コミュニティタイムラインの各市町村1地区の作成を依頼。

報告

１．令和６年度大阪府水防計画の改定概要について
・事業調整室より改訂概要（水防従事者の安全配慮、大雨警報時等の注意書き追加、洪水浸水区域の指定追加など）を説明。

２．要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について
・事業調整室より避難確保計画の作成の推進、避難訓練の実施の促進などを依頼。

３．各機関の取り組み報告
・R５年度における各機関の取り組み事例について、各機関より報告をいただいた。

４．R6流域治水プロジェクト推進スケジュールについて
・各市町村のR6流域治水プロジェクト推進スケジュールについて説明。

５．洪水浸水想定区域の指定拡大について
・河川室より現状および指定スケジュールなどを説明。

情報提供

１．令和６年度に実施する防災気象情報の改善について

・大阪管区気象台より線状降水帯の「府県単位」での呼びかけ開始などについて説明。

２．気象庁が発表する地震・津波情報について

・地震津波の情報発表の流れなどについて説明。

３．大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の改正について

・要綱の目的や改正された採択基準などについて説明。

４．地方債の活用について

・河川室より河川系３事業の地方債に関する国からの通知について説明。

５．河川みどころマップについて（照会）

・河川室よりマップへ記載する魅力的な水辺空間の情報提供を照会させていただいた。

６．ダム放流等に関する情報提供等について

・各市の「避難指示等の判断・伝達マニュアル」へのダム放流時の対応反映をお願いした。

７．個別避難計画作成支援等について

・市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイドなどについて説明。

８．公共施設（土木施設・建築物等）の維持管理・再編整備等についての支援

・公共施設の維持管理・再編整備等の市町村サポート体制について説明。

９．近畿ブロック流域治水行政担当者会議の開催について

・標記会議が６月に開催予定であるので、今後出席照会させていただくことを説明。

（確認事項）

・南河内地域水防災連絡協議会（5/２３で調整中）にむけて、本日の資料3、資料6、資料１１の内容確認を行う。

以上

流域治水の推進（令和６年度の取組）

資料　3

▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
▶下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく

（これまでの取組み）
○令和３年度に水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定。毎年、プロジェクトを更新
○令和５年度はロードマップを追加し、水防災連絡協議会にて関係者と共有。各施策の進捗管理表についても共有。

◆令和６年度の大阪府の主な取組み◆

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
流域治水プロジェクトの充実・強化	各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく											
①河川整備計画に基づくハード対策の推進												
当面の治水目標達成を目指し、平成22年６月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進 ※限られた予算の中で、効果的・効率的に整備を進める方策を検討	河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す											
令和５年度：気候変動を踏まえた当面の治水対策（中間とりまとめ） 当面の目標達成を目指しながら、将来的な降雨量増大へ備える **令和６年度：長期計画の改訂（予定）** 現長期計画の期限がせまることから、将来像を見据えた改訂を進める	関係者の意見、河川整備審議会の審議、パブコメを経て、計画を改訂											
②洪水浸水想定区域の指定拡大（水防法）												
令和５年度末136河川を指定済み。令和６年６月を目標に全河川を指定予定 ※指定に伴う警戒避難体制構築のため、水位計・キキクルによる水位情報提供の手続きを進める	全河川を指定			●水位計の設置等を引き続き検討								
③特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）												
寝屋川流域以外に新たに指定を検討 ※指定によるハード整備の加速化と規制の強化（国は概ね５年で指定などのロードマップを公表） ※市町村のニーズを踏まえて指定検討を進める	指定によるメリット・デメリットを整理						具体的な検討を進める					
④リスク周知等の継続												
洪水リスク等の周知、水防災情報システムを活用した避難行動支援を継続 土砂災害防災システムは令和８年度からの運用を目指し再整備を進める ※水防災情報の活用を促進するため、地域ワークショップ・出前講座などの機会をとらえて周知を実施	あらゆる機会をとらえてリスク周知・水防災情報活用を促進											
	土砂災害防災情報システム再整備											
⑤タイムラインの充実												
広域タイムラインの運用・振り返りによる充実化と市町村等のタイムライン作成を支援 （令和５年度末：市町村41/43、コミュニティ25市町村142地区） ※すべての市町村でタイムラインが策定され、展開していけるよう支援	市町村タイムライン　令和６年度末に未策定のタイムライン完成											
	コミュニティタイムライン　令和６年度末に全市町村１地区で策定											
	市町村との調整	地区選定、地元調整		策定作業								

流域治水の推進（推進体制（継続））

▶河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
▶引き続き**管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い**、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む

大阪府

土木事務所（地域支援・企画課長）

河川砂防グループ

「河川法」
に基づく河川整備

「砂防法」等
に基づく土砂災害対策

流域治水のハード対策を担当

当面の治水目標達成に向け、「防ぐ」施策を推進

今後の土砂災害対策の進め方に基づく「防ぐ」施策を推進

地域支援・防災グループ

「水防法」
に基づく防災対策

「まちづくりの支援」

＜防災対策＞
▶風水害
▶地震

＜まちづくり・地域支援＞
▶都市計画事業認可
▶管内市町村のにぎわいづくり、まちづくりに関すること

「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”
に基づく流域治水の対策の具体化

市町村が行う制度設計や運用を**支援**
・地区計画制度において定める「雨水貯留浸透施設の規模」や「建築物に対する居室や地盤面の高さの限度」
・農業用ため池の貯留機能を治水に有効活用するために必要な改築費の「助成制度の創設」 など

▶立地適正化計画における防災指針策定
▶水害に強いまちづくりの推進
▶ダム事前放流の調整
▶ため池等既存ストックの治水活用の推進
▶特定都市河川、特定都市河川流域指定

※管内市町村との意見交換を密にし、各主体の流域治水の取組みの促進と特定都市河川指定に向けた調整を実施

河川室河川整備課参事

計画グループ

流域治水
「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”
に基づく治水対策の方向性整理

R3.5に公布された流域治水関連法と国の示す流域治水推進行動計画に基づき、大阪府がR4.3に策定した流域治水プロジェクトを充実させるとともに、特定都市河川の指定流域等を選定

意見交換を踏まえ、指定を検討

市町村

▶リスク周知等
想定最大規模降雨による洪水ハザードマップ等の作成・周知　ほか

▶土地利用誘導
立地適正化計画における防災指針の策定　ほか

▶要配慮者利用施設の避難確保計画
計画策定や避難訓練実施の支援　ほか

▶特定都市河川の指定
モデル流域や指定候補の検討・抽出　ほか

流域治水の推進（水害リスクを軽減させるための取組検討）

令和5年度は特定都市河川制度や流域治水の取組について府域の関係者に広く周知し、流域市にヒアリングを実施
令和6年度は流域治水の推進に向け、**モデル流域等における課題や解決手法について具体化を実施予定**

（R5の取組）流域治水意見交換会
R5年度に余野川(池田市・箕面市・豊能町)、芥川(高槻市)、穂谷川(枚方市)、原川(柏原市)、大乗川(羽曳野市・富田林市)、芦田川(高石市・堺市・和泉市)、樫井川(泉南市・泉佐野市・田尻町)で第1回を実施
〈主な議事〉
・浸水リスクの確認、プロジェクト各施策の進捗確認
・**浸水リスクを軽減させる**具体的な施策、手法の検討
〈まとめ〉
・浸水リスク等をどのような施策で削減していくのか、持ち帰って検討を依頼
・アンケートを実施

・流域内の土地利用や、治水活用可能な施設等を整理
・考え得る流域治水対策について関係者で意見交換、協議
・各主体が実施する具体的な対策を検討、立案

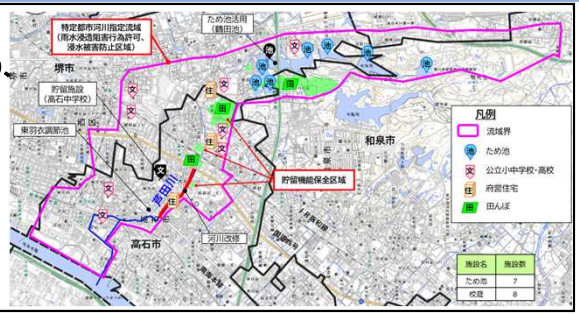

1. 流域市町村の抱える課題把握
   - 水害に強いまちづくりの推進
   - 既存ストックの活用
   - 浸水被害の解消
   - 大雨時の流木撤去
2. 施策実施における課題把握
   - 管理者や所有者との調整
   - 資金不足　　等々

（R5意見交換会・事後アンケート及びヒアリング結果より）

具体化

■　課題解決のために活用できる制度の整理・周知
　⇒具体的に個々の課題に対して、市町村での活用を個別に提案
　▶国の採択要件外に対する補助制度等についても必要に応じて検討

■　特定都市河川指定（流域水害対策計画の策定）による河川改修等事業の加速化
　⇒同時に市町村の抱える課題を解決

■　河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備

流域治水施策集 - 国土交通省水管理・国土保全局 (mlit.go.jp)

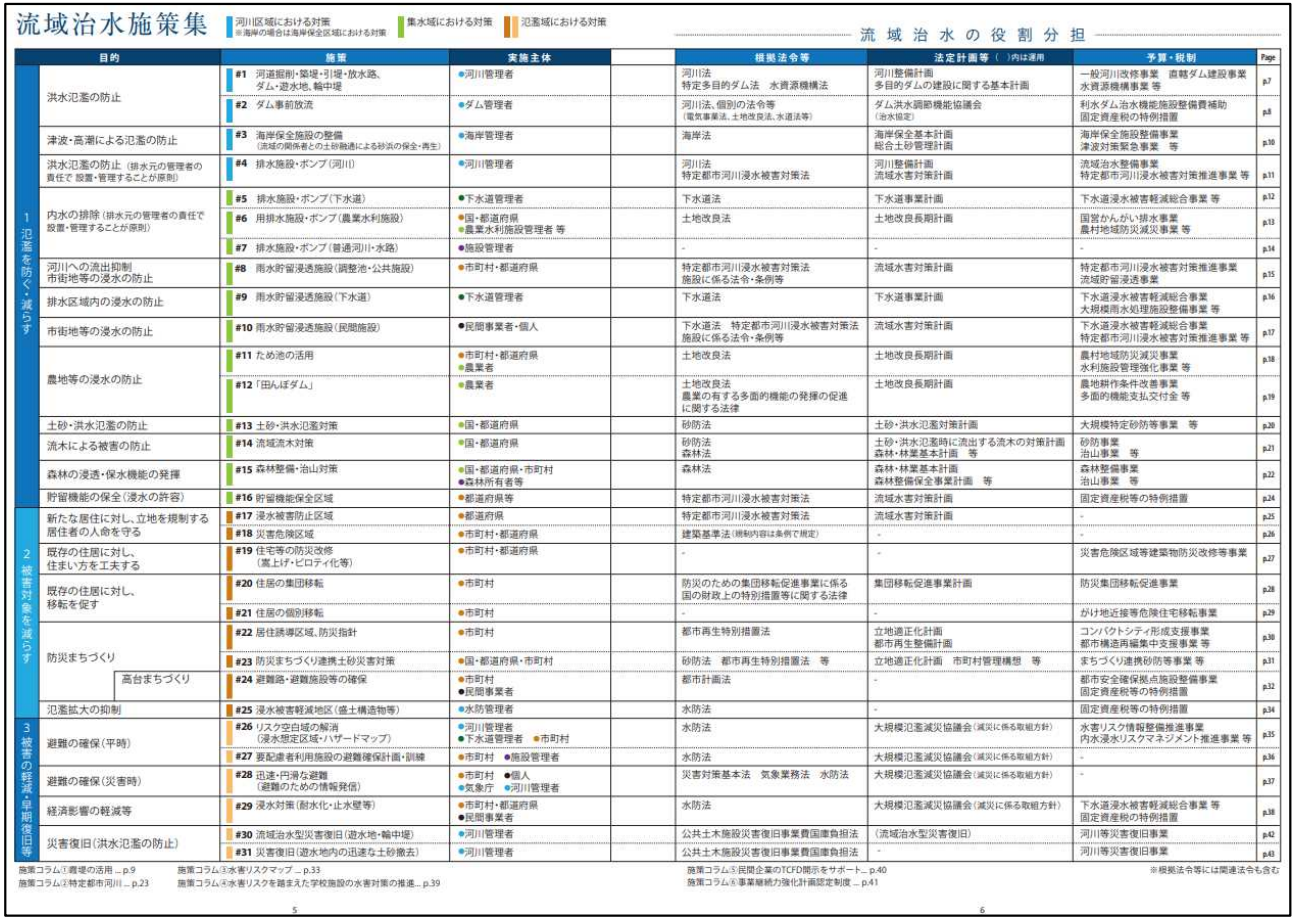

流域治水施策集　河川区域における対策 ※海岸の場合は海岸保全区域における対策　集水域における対策　氾濫域における対策

	目的		施策	実施主体	流域治水の役割分担：根拠法令等	法定計画等（ ）内は運用	予算・税制	Page
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1	河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	河川管理者	河川法 特定多目的ダム法　水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業　直轄ダム建設事業 水資源機構事業 等	p.7
		#2	ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等 （電気事業法、土地改良法、水道法等）	ダム洪水調節機能協議会 （治水協定）	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
	津波・高潮による氾濫の防止	#3	海岸保全施設の整備 （流域の関係者との土砂融通による砂浜の保全・再生）	海岸管理者	海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業　等	p.10
	洪水氾濫の防止（排水元の管理者の責任で 設置・管理することが原則）	#4	排水施設・ポンプ（河川）	河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 等	p.11
	内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）	#5	排水施設・ポンプ（下水道）	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 等	p.12
		#6	用排水施設・ポンプ（農業水利施設）	国・都道府県 農業水利施設管理者 等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業 等	p.13
		#7	排水施設・ポンプ（普通河川・水路）	施設管理者	-	-	-	p.14
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#8	雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）	市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.15
	排水区域内の浸水の防止	#9	雨水貯留浸透施設（下水道）	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業 等	p.16
	市街地等の浸水の防止	#10	雨水貯留浸透施設（民間施設）	民間事業者・個人	下水道法　特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 等	p.17
	農地等の浸水の防止	#11	ため池の活用	市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業 等	p.18
		#12	「田んぼダム」	農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金 等	p.19
	土砂・洪水氾濫の防止	#13	土砂・洪水氾濫対策	国・都道府県	砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防等事業　等	p.20
	流木による被害の防止	#14	流域流木対策	国・都道府県	砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画 森林・林業基本計画　等	砂防事業 治山事業　等	p.21
	森林の浸透・保水機能の発揮	#15	森林整備・治山対策	国・都道府県・市町村 森林所有者等	森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画　等	森林整備事業 治山事業　等	p.22
	貯留機能の保全（浸水の許容）	#16	貯留機能保全区域	都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.24
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17	浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.25
		#18	災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法（規制内容は条例で規定）	-	-	p.26
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#19	住宅等の防災改修 （嵩上げ・ピロティ化等）	市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.27
	既存の住居に対し、 移転を促す	#20	住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.28
		#21	住居の個別移転	市町村	-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.29
	防災まちづくり	#22	居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業 等	p.30
		#23	防災まちづくり連携土砂災害対策	国・都道府県・市町村	砂防法　都市再生特別措置法　等	立地適正化計画　市町村管理構想　等	まちづくり連携砂防等事業 等	p.31
	高台まちづくり	#24	避難路・避難施設等の確保	市町村 民間事業者	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.32
	氾濫拡大の抑制	#25	浸水被害軽減地区（盛土構造物等）	水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.34
3 被害の軽減・早期復旧等	避難の確保（平時）	#26	リスク空白域の解消 （浸水想定区域・ハザードマップ）	河川管理者 下水道管理者　市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会（減災に係る取組方針）	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業 等	p.35
		#27	要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	市町村　施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会（減災に係る取組方針）	-	p.36
	避難の確保（災害時）	#28	迅速・円滑な避難 （避難のための情報発信）	市町村　個人 気象庁　河川管理者	災害対策基本法　気象業務法　水防法	大規模氾濫減災協議会（減災に係る取組方針）	-	p.37
	経済影響の軽減等	#29	浸水対策（耐水化・止水壁等）	市町村・都道府県 民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会（減災に係る取組方針）	下水道浸水被害軽減総合事業 等 固定資産税の特例措置	p.38
	災害復旧（洪水氾濫の防止）	#30	流域治水型災害復旧（遊水地・輪中堤）	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	（流域治水型災害復旧）	河川等災害復旧事業	p.42
		#31	災害復旧（遊水地内の迅速な土砂撤去）	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	河川等災害復旧事業	p.43

施策コラム①霞堤の活用 … p.9　施策コラム③水害リスクマップ … p.33　施策コラム⑤民間企業のTCFD開示をサポート… p.40
施策コラム②特定都市河川 … p.23　施策コラム④水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進… p.39　施策コラム⑥事業継続力強化計画認定制度 … p.41

※根拠法令等には関連法令も含む

5　6

別途、ソフト対策としての“逃げる”施策も、引き続き連携をとりながら実施

流域治水の推進～地域の内水に関する課題を解決した事例～

市街地における浸水対策（下水道）

推進のポイント

◎下水道の整備水準を5年確率降雨（46mm/h）から10年確率降雨（53mm/h）に引き上げることにより、浸水に対する安全度を向上。

◎下水道と河川の合築施設として整備することで、それぞれ別々に施設整備を行うよりもコスト縮減。

太田川水系流域治水プロジェクト

八木・緑井地区
（広島県広島市 太田川水系古川）

実施主体
・広島県広島市

関係者
・国土交通省
・広島県

活用制度
・通常の下水道事業
・河川・下水道一体型豪雨対策事業

事例概要

平成26年8月の集中豪雨(87mm/h)により、大規模な土砂災害と広範囲に渡る浸水被害が発生し、再度災害防止の観点から、下水道の整備水準を5年確率降雨から10年確率降雨に引き上げました。

また、地区内を流れる普通河川の断面が狭小で、豪雨時に流下能力が不足するため対策を講じる必要があり、河川改修(河道拡幅)を実施するには多大な費用を要するため、河道拡幅に替えて、下水道と河川の一体的な雨水貯留管を計画しました。

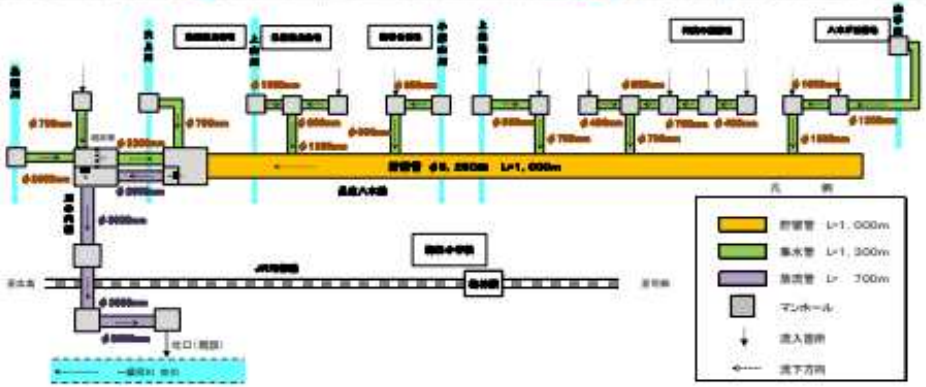

PRポイント

◎ 下水道が整備する雨水幹線に河川の調整池としての機能を付加。

◎ 下水道の10年確率降雨と河川の30年確率降雨で必要となる施設能力を算定し、流量按分により下水道と河川の事業費を按分している。

◎ 東西のマンホールに設置した二つのオリフィスにより、放流先河川（一級河川古川）への効率的な流量制御を実現。

（国土交通省　水管理国土保全局　流域治水優良事例集を一部加工）

【南河内地域水防災連絡協議会】

目標を達成するために概ね5年間(R4～8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト　進捗管理表(案)

具体的な取組の柱 事 項 具体的な取組	主な取組内容	取組状況 (進捗状況)
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から石川、西除川、東除川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す	「実施済み」
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている市町村と構築したホットラインを運用	「実施済み」
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町村に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成 【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	「実施中」
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市町村域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町村の行政間で構築した石川、西除川、東除川のタイムラインを作成 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す	「実施中」
	【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	「実施中」
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う	「実施中」
	【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する	「実施中」
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市町村域】	【タイムラインの活用】 土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	「実施中」
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う	「実施中」
	【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく実災害時の運用や避難訓練等を実施する	「実施予定」
水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する	「実施中」
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位,雨量情報のリアルタイム化(水防災情報ｼｽﾃﾑの更新) ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報ｼｽﾃﾑ更新）	「実施中」

目標を達成するために概ね5年間(R4～8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト　進捗管理表(案)

具体的な取組の柱 事 項 具体的な取組	主な取組内容	取組状況 (進捗状況)
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町村への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	「実施中」
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）	【避難確保計画の策定】	
	・地域防災計画への位置づけ。	「実施済み」
	・2021度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	「実施済み」
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う	「実施中」
水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】	
	・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合、その区域にある市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知	「実施中」
	・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	「実施中」
	・市町村は浸水実績をハザードマップに反映させる	「実施中」
	・市町村において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施	「実施中」
	【土砂災害ハザードマップの作成と周知】	
	・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知	「実施中」
	・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	「実施中」
	・市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる	「実施中」
	・市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施	「実施中」
浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	「実施中」
災害リスクの現地表示	災害リスク低減に寄与する情報(避難所の案内看板・まるごとまちごとハザードマップなど)の現地表示を行う	「実施中」
防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進	「実施中」
システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市町村の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成	「実施中」
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市町村は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市町村単位・地区単位）	「実施中」
（２）的確な水防活動のための取組		
①水防体制の強化に関する事項		
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する	「実施中」
水防訓練の充実	大和川地域防災総合演習、市町村による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する	「実施中」
水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る	「実施中」
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市町村への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施	「実施中」
	・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討	「実施中」
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町村庁舎の機能確保を実施する	「実施中」

目標を達成するために概ね5年間(R4～8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト　進捗管理表(案)

具体的な取組の柱 事 項 具体的な取組	主な取組内容	取組状況 (進捗状況)
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施	「実施中」
浸水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有	「実施中」
流域全体での取組み	・既存ストック（調整池等）を活用した治水対策を推進する ・ため池の治水活用の推進	「実施中」
	・利水ダムにおける事前放流の更なる推進【新規項目】 【狭山池ダム】 ・3日前から1日前までに計画降雨相当の降雨が見込まれる場合にも、事前放流を実施。	「構築済み」
	【滝畑ダム】 ・計画降雨相当の降雨に対する事前放流について検討を実施中。	
	雨水貯留浸透施設の整備等	「実施中」 R4整備２件
	下水道等の排水施設の整備	「実施中」
土地利用誘導	立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する	「実施中」
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項		
河川管理施設の整備等に関する事項		
堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する	「実施中」
	・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める	「実施中」 R4実施1箇所
	・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有	「実施済み」
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討	「実施中」

目標を達成するために概ね5年間(R4～8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト　進捗管理表(案)

具体的な取組の柱 事 項 具体的な取組	主な取組内容	取組状況 (進捗状況)
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・洪水浸水リスクの高い地域において、水門等の自動化・遠隔操作可を優先的に整備する対象施設を抽出する。 ・下水道管理者が管理する樋門等の操作規則策定を推進	「実施中」
施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する	「実施中」
（5）減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	「実施済み」
適切な土地利用の促進	・リスク表示図の公表を実施 ・関係機関（市町村開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知	「実施中」
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町村は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する	「実施中」

【南河内地域水防災連絡協議会】

目標を達成するために概ね5年間(R4～8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト　進捗管理表（案）

【上段】 役割分担：★実施する機関、☆協力等を行う機関　　【下段】 実施状況：●実施済み、▲実施中、○実施予定、－対象なし

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的な取組	主な取組内容	取組状況（進捗状況）	取組状況（詳細記入欄）		市町村												大阪府										国	
			流域治水プロジェクトの対象ブロック⇒		富田林市	河内長野市	松原市	羽曳野市	藤井寺市	大阪狭山市	太子町	河南町	千早赤阪村	堺市	大阪市	柏原市	危機管理室	事業調整室	建築指導室	大阪都市計画局計画推進室	河川室	下水道室	南部流域下水道事務所	南河内農と緑の総合事務所	富田林土木事務所	八尾土木事務所	大和川河川事務所	大阪管区気象台
					石川 西除川	石川 西除川	西除川	石川 西除川	石川 西除川	西除川	石川	石川	石川	西除川	西除川	石川	石川 西除川	石川 西除川	石川 西除川	石川 西除川	石川 西除川	石川 西除川	石川 西除川	石川 西除川	石川 西除川	石川	石川	石川 西除川
（１）円滑かつ迅速な避難のための取組																												
①情報伝達、避難計画等に関する事項																												
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から石川、西除川、東除川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す	「実施済み」	【河内長野】構築済【羽曳野】構築済み	役割	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況		★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況									★ 実施状況			
				実施状況	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●									●			
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている市町村と構築したホットラインを運用	「実施済み」	【羽曳野】構築済み	役割	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況		★⇒☆ 協力状況		★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況											★ 実施状況			★ 実施状況
				実施状況	●	●		●		●	●	●	●	●											●			●
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町村に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成 【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	「実施中」	【羽曳野】未検討【大阪狭山】避難指示等の発令基準を見直し済み【堺】検討中【河川室】寝屋川流域における広域タイムラインの訓練実施状況を共有	役割	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	☆ 協力状況	－⇒☆ 協力状況	－⇒☆ 協力状況			－⇒☆ 協力状況				☆⇒★ 実施状況	☆ 協力状況		☆ 協力状況
				実施状況	●	○	●	-	▲	●	－	－	○	○	●	●	●	●			●				●	●		●
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市町村域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町村の行政間で構築した石川、西除川、東除川のタイムラインを作成 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す	「実施中」	【河内長野】作成予定なし【羽曳野】未検討【堺】検討中【富田林】富田林市避難情報発令に関する判断・伝達ﾏﾆｭｱﾙ(R3.6改訂)	役割	☆⇒★ 実施状況	☆⇒★ 実施状況	☆⇒★ 実施状況	☆⇒★ 実施状況	☆⇒★ 実施状況	☆⇒★ 実施状況	☆⇒★ 実施状況	☆⇒★ 実施状況		☆⇒★ 実施状況	☆⇒★ 実施状況	☆ 協力状況									★⇒☆ 協力状況	☆ 協力状況		☆ 協力状況
				実施状況	●	－	●	-	●	●	○	○		○	●	●									▲	●		○
	【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	「実施中」	【河内長野】作成予定なし【羽曳野】未検討【大阪狭山】避難指示等の発令基準を見直し済み【堺】検討中	役割	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況		★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況												☆ 協力状況
				実施状況	-	－	▲	-	●	●	○	○		○	○	●												○
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う	「実施中」	【羽曳野】未検討【大阪狭山】避難指示等の発令基準を見直し済み【堺】検討中【河川室】大阪狭山市においてタイムラインの勉強会を開催【富士】R4大阪狭山市のＣＴに協力【柏原】円明町地区にてタイムライン作成WSをR5.11.5に開催【八土】WSに協力	役割	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	☆ 協力状況					☆ 協力状況					☆ 協力状況	☆ 協力状況		
				実施状況	0	0	▲	0	0	0	0	○	0	0	未実施	1					▲				▲	▲		
	【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する	「実施中」	【羽曳野】未検討【大阪狭山】避難指示等の発令基準を見直し済み【堺】検討中【河川室】今後、地域の要請に応じて支援を実施	役割	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	☆ 協力状況					☆ 協力状況				☆ 協力状況	☆ 協力状況		
				実施状況	-	－	▲	-	○	○	○	○	○	○	未実施	○					○				○	○		
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市町村域】	【タイムラインの活用】 土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	「実施中」	【河内長野】R5年度2地区作成【羽曳野】未検討【大阪狭山】避難指示等の発令基準を見直し済み【堺】検討中【河川室】今後、地域の要請に応じて支援を実施【富士】Ｒ４河内長野に協力引き続き実施予定	役割	★ 実施状況	★ 実施状況		★ 実施状況		★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況		☆ 協力状況					☆ 協力状況				☆ 協力状況	☆ 協力状況		☆ 協力状況
				実施状況	-	○		-		●	○	○	－	○		●					▲				▲	●		○
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う	「実施中」	【羽曳野】未検討【大阪狭山】今後検討【堺】検討中【河川室】河内長野市において、地域のワークショップに外部講師、職員を派遣し、タイムライン作成に協力【柏原】円明町地区にてタイムラン作成WSをR5.11.5に開催【八土】WSに協力	役割	★ 作成地区数	★ 作成地区数		★ 作成地区数		★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数	★ 作成地区数		☆ 協力状況					☆ 協力状況				☆ 協力状況	☆ 協力状況		
				実施状況	0	1		0		0	0	▲	－	5		1					▲				▲	○		
	【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく実災害時の運用や避難訓練等を実施する	「実施予定」	【羽曳野】未検討【大阪狭山】今後検討【堺】検討中【河川室】今後、地域の要請に応じて支援を実施	役割	★ 実施状況	★ 実施状況		★ 実施状況		★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況		☆ 協力状況					☆ 協力状況				☆ 協力状況	☆ 協力状況		
				実施状況	-	○		-		○	○	○	－	●		○					○				○	○		
水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する	「実施中」	【河内長野】予定なし【羽曳野】未検討【大阪狭山】今後検討【河川室】	役割	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況		★⇒☆ 協力状況					★ 検討状況				★ 検討状況	★ 検討状況		
				実施状況	-	－	▲	-	○	○	－	○	－	●		－					▲				▲	▲		
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位,雨量情報のリアルタイム化(水防災情報ｼｽﾃﾑの更新) ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報ｼｽﾃﾑ更新）	「実施中」	【羽曳野】未実施【河川室】今後、必要に応じて検討を実施 【河川室】「大阪府河川防災情報」について、・スマートフォンに対応した閲覧画面を作成、・水位情報を提供する間隔を10分から1分に短縮、・今後、土砂災害防災情報システムの再整備を実施	役割																	★ 実施状況							★ 協力状況
				実施状況																	▲							●
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町村への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	「実施中」	【羽曳野】南河内地域での協定締結済み。 松原市・藤井寺市と締結済み。【大阪狭山】協定締結済み 【堺】検討中【河川室】洪水浸水想定区域、浸水継続時間等のリスク情報を提供	役割	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	☆ 協力状況					☆ 協力状況				☆ 協力状況	☆ 協力状況		
				実施状況	○	●	●	●	●	●	○	○	●	○	●	●	▲				●				▲	●		
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）	【避難確保計画の策定】			役割	★ 施設数	★ 施設数	★ 施設数	★ 施設数	★ 施設数	★ 施設数	★ 施設数	★ 施設数	★ 施設数	★ 施設数	★ 施設数	★ 施設数		－⇒☆ 協力状況			☆ 協力状況				☆ 協力状況	☆ 協力状況		
	・地域防災計画への位置づけ。	「実施済み」	【羽曳野】地域防災計画へは記載済み。【大阪狭山】作成済み【河川室】洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域を公表	実施状況	国のフォローアップ調査結果を府が転記													●			●				●	●		
	・2021度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	「実施済み」	【羽曳野】作成依頼中【大阪狭山】計画策定済、訓練実施 進捗確認中【河川室】行政WGにおいて府内の好事例を紹介	実施状況	計画作成 / 訓練実施 / 計画作成 / 訓練実施 / 計画作成 / 訓練実施 / 計画作成 / 訓練実施 / 計画作成 / 訓練実施 / 計画作成 / 訓練実施 / 計画作成 / 訓練実施 / 計画作成 / 訓練実施 / 計画作成 / 訓練実施 / 計画作成 / 訓練実施 / 計画作成 / 訓練実施 国のフォローアップ調査結果を府が転記													協力状況 ●			協力状況 ●				協力状況 ●	協力状況 ●		
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項																												
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う	「実施中」	【下水道室】府内市町村を対象に勉強会を開催し、内水浸水想定区域図の作成方法など、技術的支援に取り組んでいる。【羽曳野】実施中【堺】R5～R7中に作成予定。	役割	★ 作成状況	★ 作成状況	★ 作成状況	★ 作成状況	★ 作成状況	★ 作成状況	★ 作成状況	★ 作成状況	★ 作成状況	★ 作成状況	★ 作成状況	★ 作成状況						☆ 協力状況	★ 作成状況						
				実施状況	○	－	●	▲	▲	●	○	○	－	○	●	●						▲	▲					
水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】			役割	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況	★ 実施状況									★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	★⇒☆ 協力状況	
	・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合、その区域にある市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知	「実施中」	【河内長野】R6年3月に想定最大規模降雨を反映したハザードマップに更新【大阪狭山】想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を反映し、更新済【堺】令和3年度末にハザードマップと防災啓発資料をまとめた「堺市防災マップ」を作成し、令和4年度に広報活動を実施した。【富田林】令和４年４月改訂【富士】作成済み、ＨＰ公表済み【羽曳野】実施済み	実施状況	●	○	▲	●	●	●	●	▲	●	●	●	●									●	●		
	・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	「実施中」	【堺】登録済み【富田林】登録済み【羽曳野】実施済み	実施状況	●	○	▲	●	●	●	●	▲	●	●	●	●												
	・市町村は浸水実績をハザードマップに反映させる	「実施中」	【大阪狭山】今後検討【堺】洪水に関する浸水実績を把握していないため実施せず。【羽曳野】実施済み	実施状況	-	－	●	●	－	○	－	▲	○	○	予定なし	○												
	・市町村において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施	「実施中」	【羽曳野】未検討【堺】令和3年度末にハザードマップと防災啓発資料をまとめた「堺市防災マップ」を作成し、令和4、5年度を通して広報活動を実施した。	実施状況	-	－	▲	-	●	●	○	○	○	●	●	●												

目標を達成するために概ね5年間(R4～8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト　進捗管理表（案）

【上段】 役割分担：★実施する機関、☆協力等を行う機関　　【下段】 実施状況：●実施済み、▲実施中、○実施予定、－対象なし

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的な取組	主な取組内容	取組状況（進捗状況）	取組状況（詳細記入欄）		市町村											大阪府										国	
			流域治水プロジェクトの対象ブロック⇒		富田林市	河内長野市	松原市	羽曳野市	藤井寺市	大阪狭山市	太子町	河南町	千早赤阪村	堺市	大阪市	柏原市	危機管理室	事業調整室	建築指導室	大阪都市計画局計画推進室	河川室	下水道室	南部流域下水道事務所	南河内農と緑の総合事務所	富田林土木事務所	八尾土木事務所	大和川河川事務所	大阪管区気象台
					石川 西隊川	石川 西隊川	西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	西隊川	西隊川	石川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川	石川 西隊川	石川 西隊川
	【土砂災害ハザードマップの作成と周知】			役割	★	★		★		★	★	★	★	★		★									★⇒☆	★⇒☆	★⇒☆	
	・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知	「実施中」	【河内長野】R6年３月にハザードマップを更新【堺】令和3年度末にハザードマップと防災啓発資料をまとめた「堺市防災マップ」を作成し、令和4、5年度を通して広報活動を実施した。【富田林】令和４年４月改訂【羽曳野】実施済み	実施状況	実施状況 ●	実施状況 ○		実施状況 ●		実施状況 ●	実施状況 ●	実施状況 ▲	実施状況 ●	実施状況 ●		実施状況 ●									協力状況 ▲	協力状況 ●	協力状況	
	・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	「実施中」	富田林】登録済み【羽曳野】実施済み	実施状況	●	○		●		●	○	▲	●	●		●												
	・市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる	「実施中」	【堺】検討中【羽曳野】実施済み	実施状況	-	－		●		○	○	▲	○	○		○												
	・市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施	「実施中」	【大阪狭山】実施済（図上訓練）【堺】令和3年度末にハザードマップと防災啓発資料をまとめた「堺市防災マップ」を作成し、令和4、5年度を通して広報活動を実施した。【羽曳野】未検討	実施状況	-	－		-		●	○	○	○	●		●												
浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	「実施中」	【河内長野】未実施【羽曳野】未実施【大阪狭山】未実施【堺】検討中【羽曳野】未実施	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★									ー⇒☆	ー⇒☆		
				実施状況	実施状況 -	実施状況 －	実施状況 ▲	実施状況 -	実施状況 －	実施状況 ○	実施状況 －	実施状況 ○	実施状況 －	実施状況 ○	実施状況 ●	実施状況 ○									協力状況 ▲	協力状況 ○		
災害リスクの現地表示	災害リスク低減に寄与する情報(避難所の案内看板・まるごとまちどこハザードマップなど)の現地表示を行う	「実施中」	【羽曳野】未検討【大阪狭山】案内看板設置済【堺】検討中【富田林】避難所案内看板を設置済み【河川室】市町村の要求に応じ、交付金に係る調整等を実施【富士】まちごとまるごとHMにデータ提供	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★					ー⇒☆				☆	☆	☆	
				実施状況	実施状況 ● / 設置数 68	実施状況 ● / 設置数	実施状況 ● / 設置数 177	実施状況 － / 設置数 0	実施状況 ● / 設置数 122	実施状況 ● / 設置数 14	実施状況 ● / 設置数 22	実施状況 31 / 設置数 31	実施状況 － / 設置数 0	実施状況 ○ / 設置数 0	実施状況 ● / 設置数 1362	実施状況 ● / 設置数 221					協力状況 ▲				協力状況 ▲	協力状況 ●	協力状況 ▲	
防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進	「実施中」	【大阪狭山】出前講座を実施している【堺】出前講座については各区にて実施【富士】Ｒ３は小学校で実施、Ｒ４は富高フォーラムで実施【羽曳野】実施済み	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★									★	★	☆	☆
				実施状況	実施状況 ▲	実施状況 ●	実施状況 ●	実施状況 ●	実施状況 ●	実施状況 ●	実施状況 ●	実施状況 ▲	実施状況 ●	実施状況 ▲	実施状況 ●	実施状況 ●									実施状況 ▲	実施状況 ○	協力状況 ▲	協力状況 ●
システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市町村の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成	「実施中」	【河内長野】予定なし【羽曳野】未検討【大阪狭山】今後検討【堺】検討中【河川室】今後の土砂災害防災情報システムの再整備に合わせて分かり易い情報提供	役割	★	★		★		★	★	★	★	★							☆							
				実施状況	実施状況 -	実施状況 －		実施状況 -		実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 －	実施状況 ○							協力状況 ▲							
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市町村は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市町村単位・地区単位）	「実施中」	【河内長野】実施中【羽曳野】未検討【大阪狭山】令和元年度に防災マップ更新済み（各中学校区単位作成済み）【堺】検討中【河川室】土砂災害警戒区域等のデータを提供	役割	★	★		★		★	★	★	★	★							☆				☆			
				実施状況	実施状況 ▲	実施状況 ▲		実施状況 -		実施状況 ●	実施状況 ○	実施状況 ▲	実施状況 ○	実施状況 ○							協力状況 ●				協力状況 ▲			
（２）的確な水防活動のための取組																												
①水防体制の強化に関する事項																												
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する	「実施中」	【河内長野】予定なし【大阪狭山】予定なし【堺】本市は水防団がないため実施せず【羽曳野】実施済み	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		ー⇒☆							☆	☆		
				実施状況	実施状況 ●	実施状況 －	実施状況 ▲	実施状況 ●	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ▲	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 －	実施状況 ●		協力状況 ▲							協力状況 ▲	協力状況 ●		
水防訓練の充実	大和川地域防災総合演習、市町村による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する	「実施中」	【河内長野】職員による参加のみ【大阪狭山】今後検討【堺】検討中【富士】訓練毎年実施【羽曳野】実施済み	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★							★	★		
				実施状況	実施状況 ●	実施状況 ○	実施状況 ▲	実施状況 ●	実施状況 ▲	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ●	実施状況 ▲		実施状況 ▲							実施状況 ▲	実施状況 ▲		
水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る	「実施中」	【河内長野】予定なし【大阪狭山】今後検討【堺】本市は水防団がないため実施せず【富田林】市主催の訓練を対象とすれば●、水防関係者間となると不明となる。どうするか確認【羽曳野】実施済み	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		ー⇒☆							★	★		
				実施状況	実施状況 -	実施状況 －	実施状況 ▲	実施状況 ●	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 －	実施状況 ○		協力状況 ▲							実施状況 ▲	実施状況 ○		
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																												
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市町村への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施	「実施中」	【河川室】水位到達情報、土砂災害警戒情報等の発表を実施【羽曳野】未検討	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	☆		★			★				★	★		
				実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	協力状況		実施状況 ▲			実施状況 ●				実施状況 ●	実施状況 ●		
	・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討	「実施中」	【羽曳野】未検討【大阪狭山】情報伝達手段の周知啓発【堺】検討中【羽曳野】未検討	実施状況	-	－	▲	○	○	○	－	○	○	○	●	●												
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町村庁舎の機能確保を実施する	「実施中」	【羽曳野】庁舎管理者と協議予定。病院は未実施【大阪狭山】庁舎での対策実施済【堺】検討中【富田林】市庁舎建替えに伴い機能を検討【羽曳野】庁舎管理者と協議予定。病院は未実施	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	☆												
				実施状況	実施状況 ○	実施状況 －	実施状況 -	実施状況 ○	実施状況 ▲	実施状況 ●	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ▲	協力状況 ●												
（３）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																												
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																												
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施	「実施中」	【羽曳野】未実施【大阪狭山】今後検討【堺】現時点では未定	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★									★			
				実施状況	実施状況 -	実施状況 －	実施状況 ▲	実施状況 -	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ▲	実施状況 －	実施状況 －		実施状況 ○									実施状況 ○			
浸水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有	「実施中」	【下水道室】流域下水道の雨水排水区域において、内水浸水想定区域図を作成し、その成果を関連市町に提供。引き続き、府内市町村を対象に技術的支援に取り組む。【羽曳野】未実施【大阪狭山】今後検討【堺】検討中【河川室】	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★					☆	☆	☆		☆			
				実施状況	実施状況 -	実施状況 －	実施状況 予定なし	実施状況 -	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 ○	実施状況 －	実施状況 －	実施状況 ○		実施状況 －					協力状況 ▲	協力状況 ▲	協力状況 ▲		協力状況 ○			
流域全体での取組み	・既存ストック（調整池等）を活用した治水対策を推進する ・ため池の治水活用の推進	「実施中」	【河内長野】実施なし【羽曳野】未実施【大阪狭山】活用可能なため池の抽出を検討中【堺】ため池の治水利用について、対象となるため池を現在検討中。【河川室】治水活用の検討を行えるよう既存ストックの調査を実施【柏原】原川流域の２池で覚書・協定書を締結	役割	★	★	▲	★	★	★	★	★	★	★		★					☆			☆⇒★	★	★		
				実施状況	～R3整備箇所数 0 / R4整備箇所数 0	～R3整備箇所数 / R4整備箇所数	～R3整備箇所数 - / R4整備箇所数 -	～R3整備箇所数 0 / R4整備箇所数 0	～R3整備箇所数 0 / R4整備箇所数 0	～R3整備箇所数 0 / R4整備箇所数 0	～R3整備箇所数 0 / R4整備箇所数 0	～R3整備箇所数 / R4整備箇所数	～R3整備箇所数 0 / R4整備箇所数 0	～R3整備箇所数 0 / R4整備箇所数 0		～R4整備箇所数 0 / R5整備箇所数 2					協力状況 ▲			～R3整備箇所数 / R4整備箇所数	～R3整備箇所数 0 / R4整備箇所数 0	～R4整備箇所数 0 / R5整備箇所数 2		
	・利水ダムにおける事前放流の更なる推進【新規項目】			役割	★⇒☆	★⇒☆	★⇒☆	★⇒☆	★⇒☆	★⇒☆	★⇒☆	★⇒☆	★⇒☆	★⇒☆	ー⇒☆	★⇒☆					★				★	★		ー⇒☆
	【狭山池ダム】 ・3日前から1日前までに計画降雨相当の降雨が見込まれる場合にも、事前放流を実施。	「構築済み」	【羽曳野】未実施【大阪狭山】府の取組？【堺】検討中【河川室】事前放流の体制を構築済	実施状況	協力状況 -	協力状況 －	協力状況 －	協力状況 -	協力状況 ●	協力状況 －			協力状況 ○	協力状況 －							実施状況 ▲				実施状況 ●			協力状況 ▲
	【滝畑ダム】 ・計画降雨相当の降雨に対する事前放流について検討を実施中。		【河内長野】実施なし【羽曳野】未実施【河川室】府農政室等、関係者との調整を実施中	実施状況	協力状況 -	協力状況 －		協力状況 -	協力状況 －		協力状況 －	協力状況 －	協力状況 －			協力状況 －					検討状況 ▲			検討状況	検討状況 －		協力状況 ▲	
	雨水貯留浸透施設の整備等	「実施中」 R4整備２件	【河内長野】実施なし【羽曳野】未実施【大阪狭山】実施中【堺】予定なし【富田林】雨水貯留浸透施設の整備	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★												
				実施状況	R4年度整備施設数 1	R4年度整備施設数	R4年度整備施設数 1件	R4年度整備施設数 0	R4年度整備施設数 0	R4年度整備施設数 不明	R4年度整備施設数 0	R4年度整備施設数 －	R4年度整備施設数 －	R4年度整備施設数 0		R4年度整備施設数 0					★ー							
	下水道等の排水施設の整備	「実施中」	【下水道室】事業推進に向けた予算確保に取り組んでいる。【河内長野】実施なし【羽曳野】実施中【大阪狭山】実施中【堺】予定なし	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★						☆	★					
				実施状況	実施状況 ●		実施状況 1件	実施状況 ▲	実施状況 ▲	実施状況 ▲	実施状況 ▲	実施状況 ▲	実施状況 －	実施状況 －		実施状況 ▲					☆ー	協力状況 ▲	実施状況 ▲						

目標を達成するために概ね5年間(R4～8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト　進捗管理表（案）

【上段】 役割分担：★実施する機関、☆協力等を行う機関　　【下段】 実施状況：●実施済み、▲実施中、○実施予定、－対象なし

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的な取組	主な取組内容	取組状況（進捗状況）	取組状況（詳細記入欄）		市町村											大阪府										国	
			流域治水プロジェクトの対象ブロック⇒		富田林市	河内長野市	松原市	羽曳野市	藤井寺市	大阪狭山市	太子町	河南町	千早赤阪村	堺市	大阪市	柏原市	危機管理室	事業調整室	建築指導室	大阪都市計画局計画推進室	河川室	下水道室	南部流域下水道事務所	南河内農と緑の総合事務所	富田林土木事務所	八尾土木事務所	大和川河川事務所	大阪管区気象台
					石川 西隊川	石川 西隊川	西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	西隊川	石川	石川	石川	西隊川	西隊川	石川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川 西隊川	石川	石川 西隊川	石川 西隊川
土地利用誘導	立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する	「実施中」	【羽曳野】取り組み予定。（時期未定）【大阪狭山】令和5・6年度で計画策定予定【堺】本市における立地適正化計画を現在作成中【富田林】立地適正化計画（防災指針）の策定(R5.3)【河川室】防災指針の策定の際には意見照会等に協力	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★			☆	☆	☆							
					実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況		実施状況			協力状況	協力状況	協力状況							
				実施状況	●	－		○	○	▲	○		－	▲		－			○	▲	▲							
（4）河川管理施設の整備等に関する事項																											
河川管理施設の整備等に関する事項																											
堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）				役割																ー⇒☆				★	★		
	・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する	「実施中」	【河川室】河川整備に必要な予算確保を実施	実施状況																協力状況				計画延長km / 整備済延長km	計画延長km / 整備済延長		
																				●					1.8 / 0		
	・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める	「実施中」 R4実施1箇所	【富土】Ｒ４河内長野市神ガ丘で完了【河川室】整備に必要な予算確保を実施																	●				R4実施箇所数	R4実施箇所数		
																								1	0		
	・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土	「実施済み」	【河川室】河川室ホームページに河川特性マップを公表																	●				実施状況	実施状況		
																								●	●		
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討	「実施中」	【河川室】今後、必要に応じて検討を実施	役割																★				★	★		
				実施状況																実施状況				実施状況	実施状況		
																				○				▲	○		
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・洪水浸水リスクの高い地域において、水門等の自動化・遠隔操作可を優先的に整備する対象施設を抽出する。 ・下水道管理者が管理する樋門等の操作規則策定を推進	「実施中」	【下水道室】樋門等の操作規則策定に取り組んだ。【河内長野】対象施設がないため、「●」の実施済みを選択【羽曳野】実施予定【大阪狭山】取組なし【堺】操作規則について策定済である。【河川室】市町村の要請に応じて助言を実施【富土】トキワ水門TV設置	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	☆				☆	★	★		☆	ー⇒☆		
				実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	協力状況				協力状況	実施状況	実施状況		協力状況	協力状況		
				実施状況	-	●	●	○	●	－	－	－	－	●	－	●				▲	●	●		▲	○		
施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する	「実施中」	【河川室】河川施設の点検において試行実施【富土】大水川一部区間でﾄﾞﾛｰﾝの巡視点検で活用実施【八尾土木】砂防施設の点検ツールとして既にドローンを導入済み	役割													☆			ー⇒☆				★	ー⇒★		
				実施状況													協力状況			協力状況				検討状況	検討状況		
																	○			○				○	●		
（5）減災・防災に関する国の支援																											
減災・防災に関する国の支援																											
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	「実施済み」	【河川室】行政WGにおいて周知を実施	役割																★							
				実施状況																実施状況							
																				●							
適切な土地利用の促進	・リスク表示図の公表を実施 ・関係機関（市町村開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知	「実施中」	【河内長野】ハザードマップにて周知【大阪狭山】防災マップ、各種ハザードマップにて周知【堺】検討中【河川室】農業委員会、不動産関連事業者、市町村開発許可窓口担当者向けの研修会等において、水害リスクの周知を実施【羽曳野】実施済み	役割	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★				★				ー⇒☆	ー⇒☆		
				実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況				実施状況				協力状況	協力状況		
				実施状況	●	○	●	●	●	●	●	○	●	○	●	－				●				●	●		
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町村は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する	「実施中」	【大阪狭山】担当部署にて作成済【堺】ホームページ等で周知しているが、実績はないもの【羽曳野】実施中	役割	★	★		★		★	★	★	★	★		★											
				実施状況	R4活用件数	R4活用件数		R4活用件数		R5活用件数	R4活用件数	R4活用件数	R4活用件数	R4活用件数		R4活用件数											
					0	0		0		0	0	0	0	0		0											

一級水系
流域治水プロジェクト

大和川水系石川ブロック　流域治水プロジェクト【位置図】

～金剛葛城山系の麓の市街地を守る流域治水の推進～

資料5－1

○石川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削・堤防嵩上げ等または耐水型都市づくり等による洪水対策を実施します。太井川、水越川を除き、大乗川、梅川、佐備川、天見川では、時間雨量50ミリ程度の降雨、石川、飛鳥川、石見川では時間雨量65ミリ程度の降雨、千早川、宇奈田川、加賀田川、原川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。

河川改修（梅川）

事前放流の検討
（滝畑ダム）

位置図

凡例
- 河道改修
- 貯留施設（計画）
- 貯留施設（整備済）
- 河川カメラ
- 水位計
- 砂防堰堤等
- 流域界

大阪府域の流域関連自治体（5市2町1村）
河内長野市、富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村

●被害対象を減少させるための対策
- 土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度
- 立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

①情報伝達、避難計画等に関する事項
- 洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
- 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
- ホットラインの運用（洪水・土砂）【府、市町村】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（広域タイムライン）（洪水）【府・市町村・民間】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（市域・町域タイムライン）（洪水・土砂）【市町村】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（コミュニティタイムライン）（洪水・土砂）【市町村】
- 水害危険性の周知促進【府】
- ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
- 隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市町村】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施（洪水・土砂災害）【府、市町村】
- システムを活用した情報共有【府、市町村】
- 水防関係者間での連携、協力に関する検討【市町村】
- 市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市町村】
- 市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市町村】
- 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等【府、市町村】
- 浸水被害軽減地区の指定【府、市町村】
- 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市町村】
- 施設管理の高度化の検討【府】

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
- 水害ハザードマップの改良、周知、活用（洪水・土砂）【府、市町村】
- 浸水実績等の周知【府、市町村】
- 災害リスクの現地表示【市町村】
- 防災教育の推進【府、市町村】
- 地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【府、市町村】
- 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）【府、市町村】
- 水防訓練の充実【府・市町村】

●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- 河道拡幅、河道掘削【府】
- 貯留施設整備【府】
- ため池及び農業用施設等の治水活用【府・町・民間】
- 既存貯留施設の治水活用【府・町】
- 砂防施設の保全【府】
- 河道内堆積土砂の撤去
- 下水道等排水施設の整備【府、羽曳野市、藤井寺市、富田林市】
- 治山施設・森林の整備及び保全

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 703」

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※下水は市町村ごとに対象降雨が異なります。

一級水系
流域治水プロジェクト

大和川水系石川ブロック　流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～金剛葛城山系の麓の市街地を守る流域治水の推進～

● 石川水系では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府・市町村が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
【短　　期】　住宅密集地での重大災害の発生を未然に防ぐため、河道改修に着手。
【中　　期】　河道改修の推進。
【中 長 期】　河川別の目標時間雨量対策の達成とため池の治水活用を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道改修・耐水型整備	大阪府	大乗川外6河川着手 宇奈田川概成	石川河道改修区間概成 千早川外3河川第1期区間概成	石見川外7河川概成 石見川外2河川着手 千早川外3河川第2期区間着手
	洪水調節施設の整備	大阪府	調査・検討		
	河道内の堆積土砂除去	大阪府	定期点検による継続監視の実施及び堆積状況に応じ適宜除去実施		
	下水道等排水施設の整備	大阪府、羽曳野市、藤井寺市、富田林市			
	大和川治水計画の更新	国土交通省	検討1/30⇒1/200		
	砂防堰堤の築造	大阪府		保全対象の状況により適宜事業化	
	ため池及び農業用施設等の治水活用	大阪府、市町村、民間	調査・検討		
	治山施設、森林の整備・保全（飛鳥川・梅川・水越川・天見川・加賀田川・石川）	大阪府	R６年度より森林環境税を活用した、森林区域での流域治水対策を実施		
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府、富田林市、河内長野市、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原市			
	土地利用誘導 （立地適正化計画）	大阪府、河内長野市、富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成　等	大阪府、河内長野市、富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、民間、気象台	洪水浸水想定区域指定拡大完了（R6年度） 雨水出水浸水想定区域図作成・公表（R7年度）		
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・災害リスクの現地表示　　等	大阪府、河内長野市、富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村			

一級水系
流域治水プロジェクト

大和川水系石川ブロック　流域治水プロジェクト【事業効果の見える化】

～金剛葛城山系の麓の市街地を守る流域治水の推進～

河川整備等による効果

石川、飛鳥川、石見川、大乗川、梅川、佐備川、天見川：河道改修のほか、梅川上流、佐備川上流、石見川における耐水型整備により、時間雨量65ミリ程度（1/30）の降雨に対し、家屋床上浸水を解消
千早川、宇奈田川、加賀田川、原川：河道改修のほか、加賀田川上流における耐水型整備により、時間雨量80ミリ程度（1/100）の降雨に対し、家屋床上浸水を解消

現状

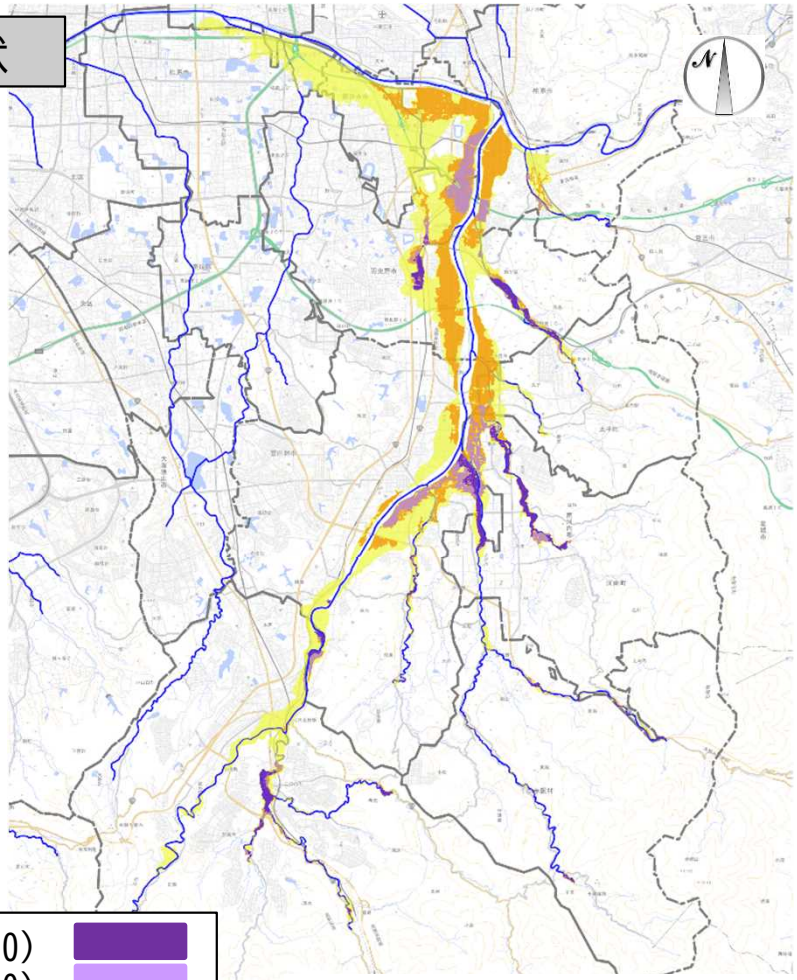

整備後

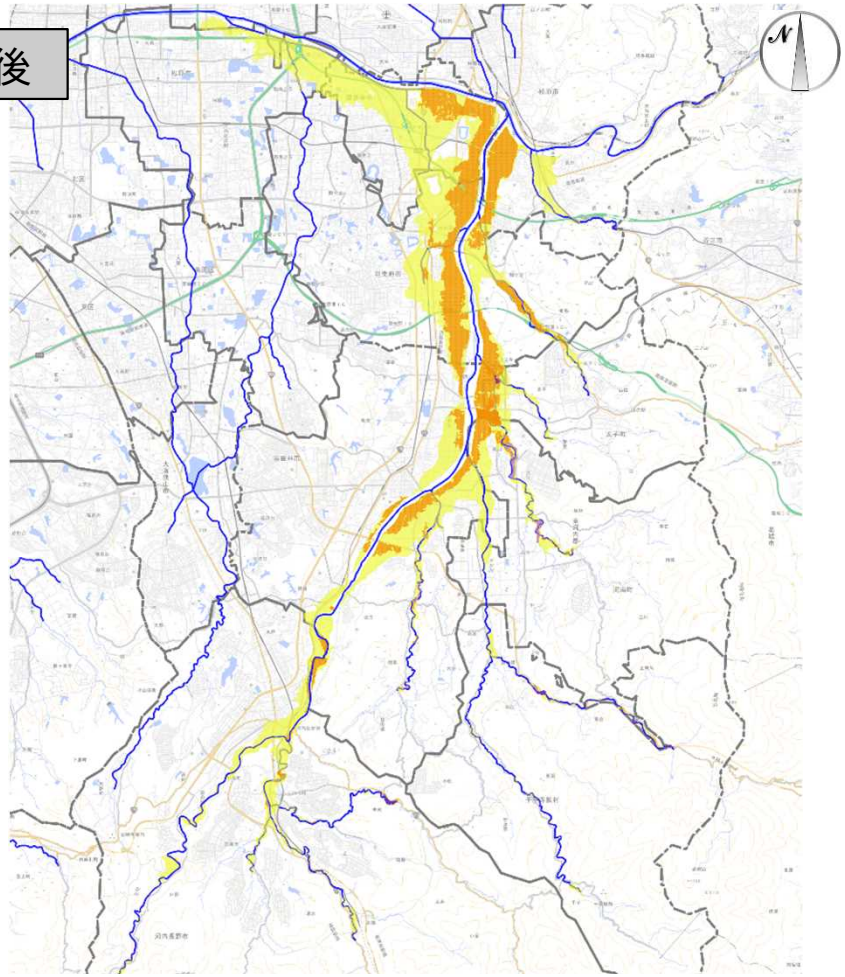

高頻度（1/10）
中頻度（1/30）
低頻度（1/100）
想定最大規模

※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。
※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H30）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。
※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考慮していない。

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 703」

一級水系
流域治水プロジェクト

大和川水系石川ブロック　流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～金剛葛城山系の麓の市街地を守る流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備

整備率：　5%

（令和5年度末時点）

農地・農業用施設の活用

1市

（令和5年度末時点）

流出抑制対策の実施

既存防災調節池等
3施設

（令和5年度末時点）

山地の保水機能向上および土砂流木災害対策

治山対策　1箇所

（令和5年度実施）

立地適正化計画における防災指針の作成

2市

（令和5年度末時点）

避難のためのハザード情報の整備

洪水浸水想定区域　13河川

雨水出水浸水想定区域　1団体

（令和5年度末時点）

高齢者等避難の実効性の確保

避難確保計画　洪水　52施設
土砂　41施設
高潮　－

（令和5年9月末時点）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河道拡幅・河道掘削の取組

時間雨量50mmの降雨による床下浸水の発生と時間雨量65mm程度の降雨による床上浸水の発生を防ぐため河道改修を行っています。

梅川
整備区間は中之橋下流から大宝橋上流の0.6km区間の河道拡幅、河床掘削を行っています

大乗川
整備区間は石川合流点から近鉄長野線橋梁下流の1.9km区間で河床の切り下げを行っています

被害対象を減少させるための対策

富田林市の立地適正化計画の取組

富田林市では、災害リスクの考えられる区域は、居住誘導区域に含めないように設定している。
（災害リスクの考えられる区域）
・土砂災害警戒区域
・浸水想定区域
（想定最大規模降雨条件［概ね年超過確率1/1000年］の浸水想定が3m以上（2階以上に浸水が生じ、自宅避難が困難とされる。）の区域）等

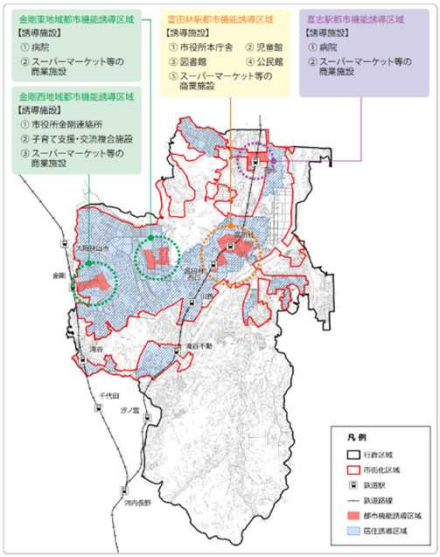

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

コミュニティタイムライン作成の取組

河内長野市では、令和5年に2地区において地域版ハザードマップの作成とともに、地域内の危険箇所や避難経路などの情整理を行い、コミュニティタイムラインを作成した。また、整理した情報の現地確認をし、災害に対する住民意識の向上を図った。

コミュニティタイムライン作成時のワークショップの様子
（末広地区）

整理した情報の現地確認の様子
（寺本地区）

集水域における流域治水対策 （土砂流出抑制・山地保水力向上）

（参考）森林環境税の取組

流域治水対策

【目的】河川への土砂流出の抑制・山地保水力の向上による洪水被害の軽減

対象）下流河川において土砂堆積や洪水リスクがあり、かつ、河川上流の森林域において荒廃渓流や荒廃森林が面的にみられる区域

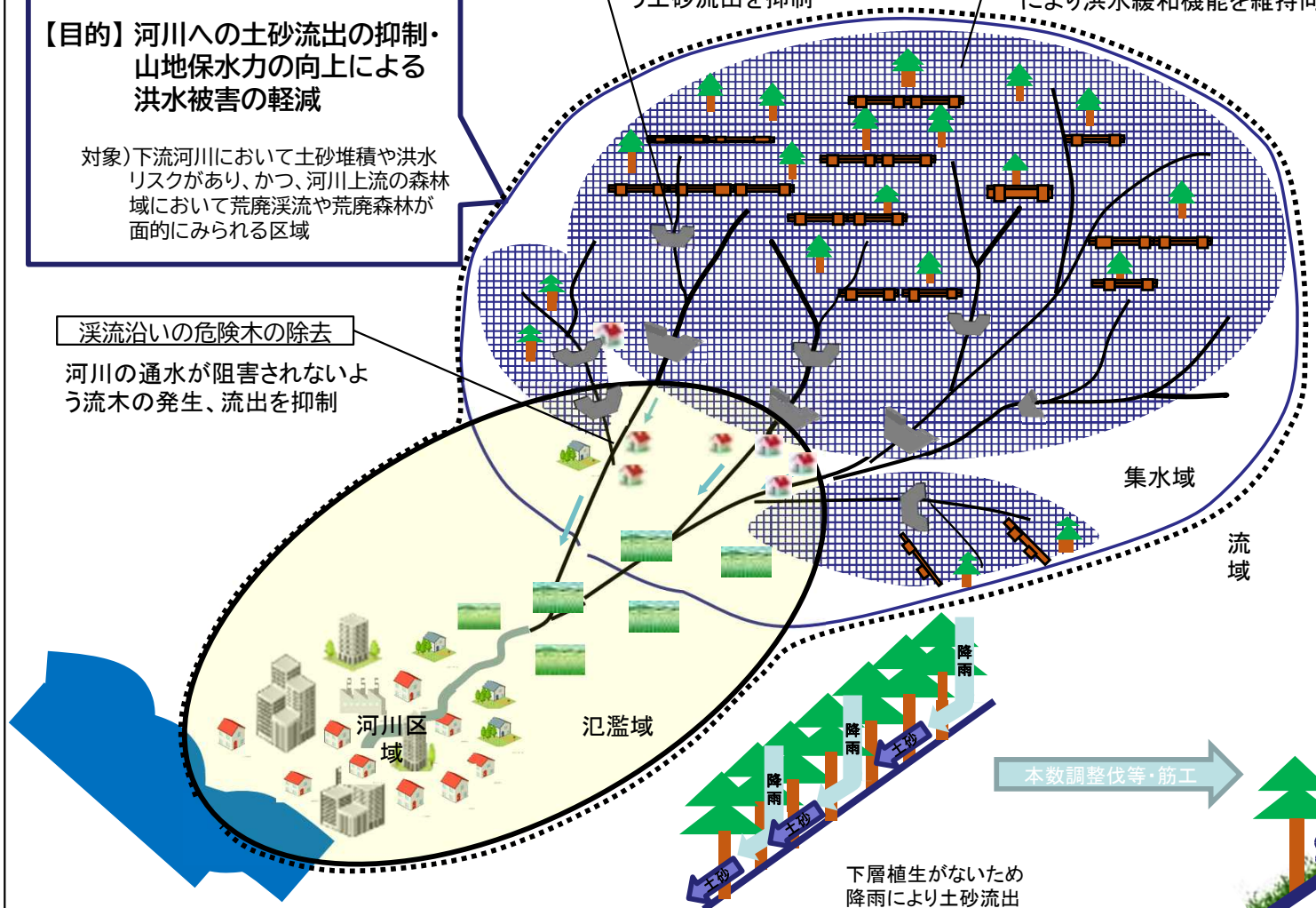

気候変動による山地災害の激甚化・形態変化

降水形態の変化により土砂流出量の増加、流木化リスクの高まり

洪水被害の甚大化の恐れ

出典：（林野庁HP）令和4年度森林及び林業の動向

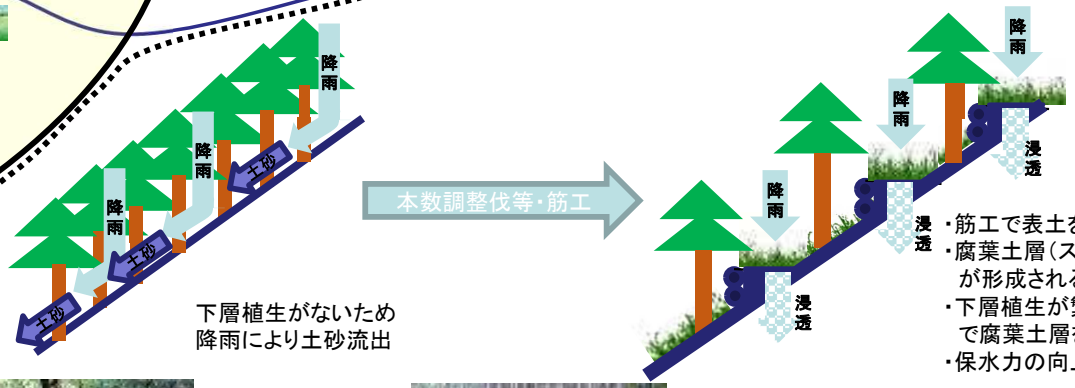

下層植生がないため降雨により土砂流出

・筋工で表土を止める。
・腐葉土層（スポンジ状）が形成される。
・下層植生が繁茂することで腐葉土層を固定
・保水力の向上

集水域（森林区域）における流域治水対策
選定地区

No.	市町村	地区名	水系ブロック	河川名
1	能勢町	長谷	猪名川上流	長谷川
2	箕面市	上止々呂美ほか	猪名川下流	余野川
3	高槻市	原ほか	淀川右岸	芥川
4	高槻市	出灰	淀川右岸	芥川
5	高槻市	川久保	淀川右岸	水無瀬川
6	交野市	星田ほか	淀川左岸	天野川
7	四條畷市	南野ほか	寝屋川	権現川
8	東大阪市	善根寺町ほか	寝屋川	日下川、音川
9	太子町	山田	石川	飛鳥川
10	河南町	平石ほか	石川	梅川
11	千早赤阪村	水分	石川	水越川
12	河内長野市	清水ほか	石川	天見川
13	河内長野市	加賀田ほか	石川	加賀田川
14	河内長野市	日野ほか	石川	石川
15	和泉市	仏並町	大津川	槇尾川
16	和泉市	父鬼町	大津川	父鬼川
17	岸和田市	大沢町	大津川	牛滝川
18	貝塚市	蕎原	近木川	近木川
19	泉佐野市	大木	樫井川	樫井川
20	泉南市	信達葛畑	男里川	金熊寺川
21	阪南市	桑畑	男里川	菟砥川
22	岬町	淡輪	番川	番川
23	岬町	多奈川西畑	東川	西川

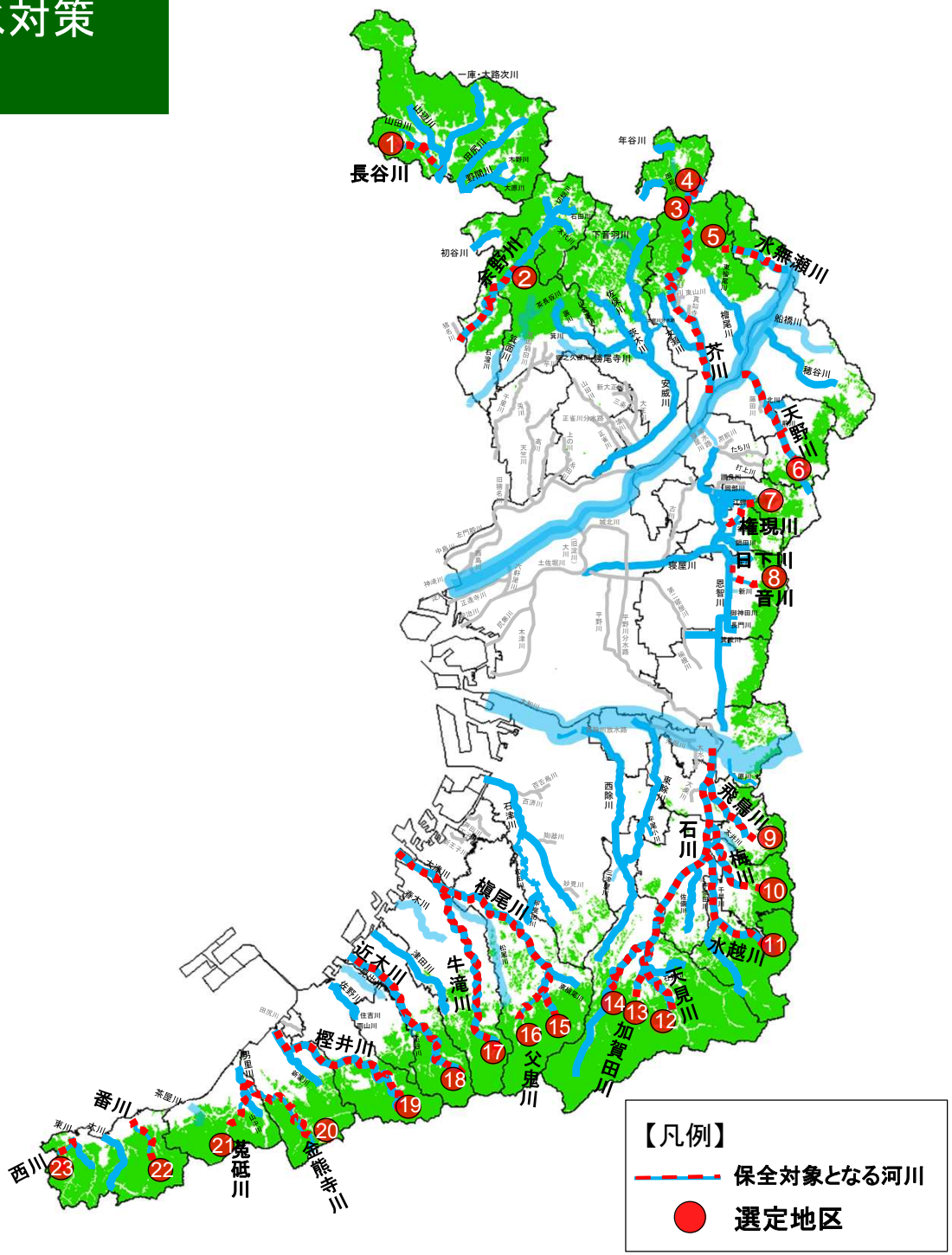

【令和６年事業　実施地区】

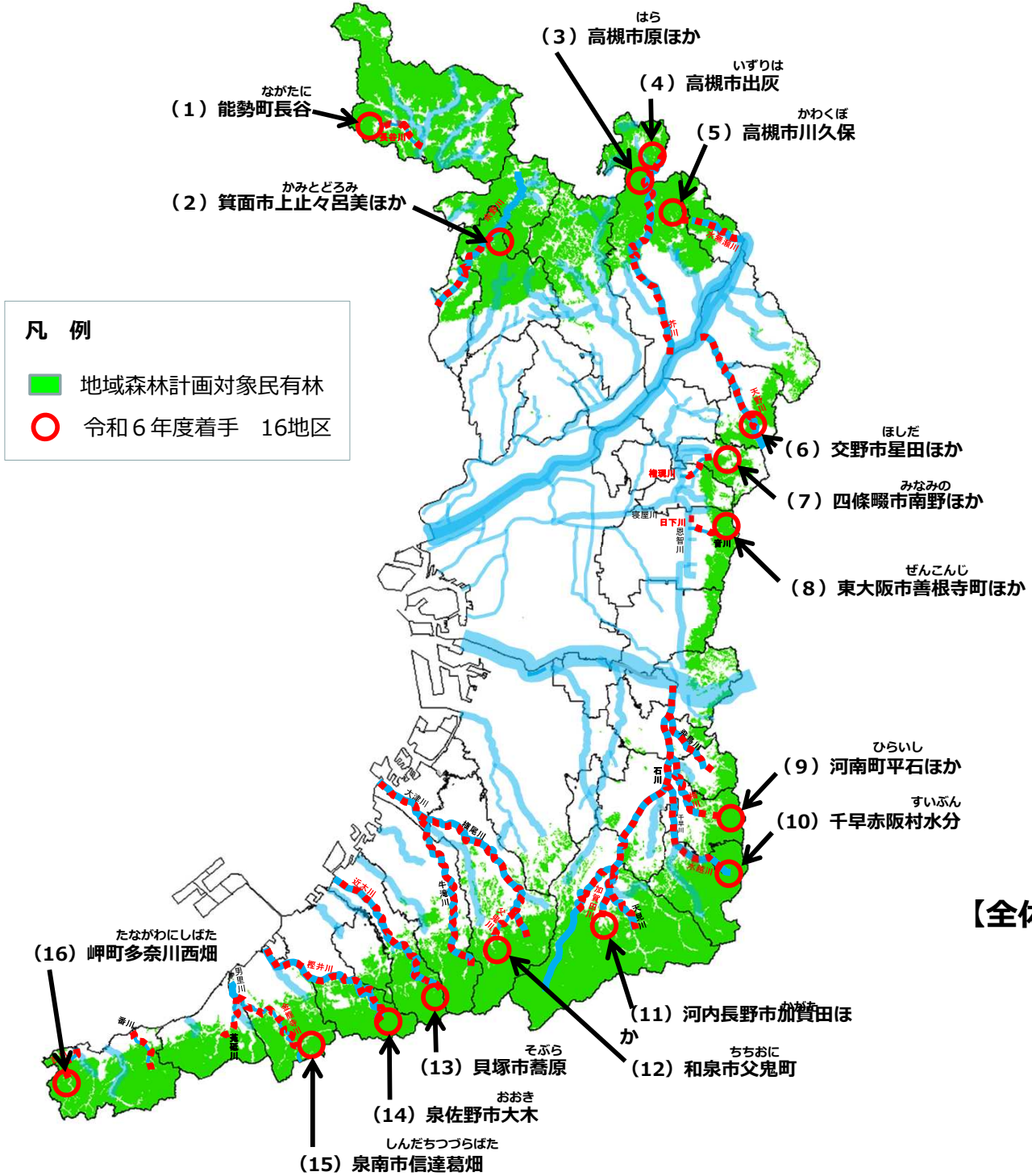

令和６年度計画数量

	地区名	令和６年度 １６地区 測量設計	治山ダム（基）	渓流延長（m）	森林整備（ha）
(1)	能勢町長谷（ながたに）	○	－	－	5.0
(2)	箕面市上止々呂美ほか（かみとどろみ）	○	－	－	3.0
(3)	高槻市原ほか（はら）	○	－	－	－
(4)	高槻市出灰（いずりは）	○	－	－	1.0
(5)	高槻市川久保（かわくぼ）	○	－	－	0.5
(6)	交野市星田ほか（ほしだ）	○	－	－	－
(7)	四條畷市南野ほか（みなみの）	○	－	－	5.0
(8)	東大阪市善根寺町ほか（ぜんこんじ）	○	－	－	3.0
(9)	河南町平石ほか（ひらいし）	○	－	－	5.0
(10)	千早赤阪村水分（すいぶん）	○	－	－	3.0
(11)	河内長野市加賀田ほか（かがた）	○	－	－	3.0
(12)	和泉市父鬼町（ちちおに）	○	－	－	8.0
(13)	貝塚市蕎原（そぶら）	○	－	－	7.0
(14)	泉佐野市大木（おおぎ）	○	－	－	10.0
(15)	泉南市信達葛畑（しんだちつづらばた）	○	－	－	2.0
(16)	岬町多奈川西畑（たながわにしばた）	○	－	－	2.0
	16地区	16	－	－	57.5

【全体計画】

	新規着手	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
令和６年度着手	16地区	１６	１６	１６	１４	１１
令和７年度着手	５地区		５	５	５	５
令和８年度着手	２地区			２	２	２
合　　計	23地区	１６地区	２１地区	２３地区	２１地区	１８地区

一級水系
流域治水プロジェクト

大和川水系西除川ブロック　流域治水プロジェクト【位置図】

～日本最古の狭山池ダム周辺を守る流域治水の推進～

資料5-2

○西除川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削・堤防嵩上げ等による洪水対策を実施します。西除川放水路、三津屋川、落堀川、大水川、平尾小川では、現状で当面の目標を達成しており、西除川の狭山池ダムより下流では時間雨量80ミリ程度の降雨、西除川の狭山池ダムより上流、東除川、狭間川では時間雨量50ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。

雨水幹線の改修（藤井寺市）

西水路雨水幹線改修

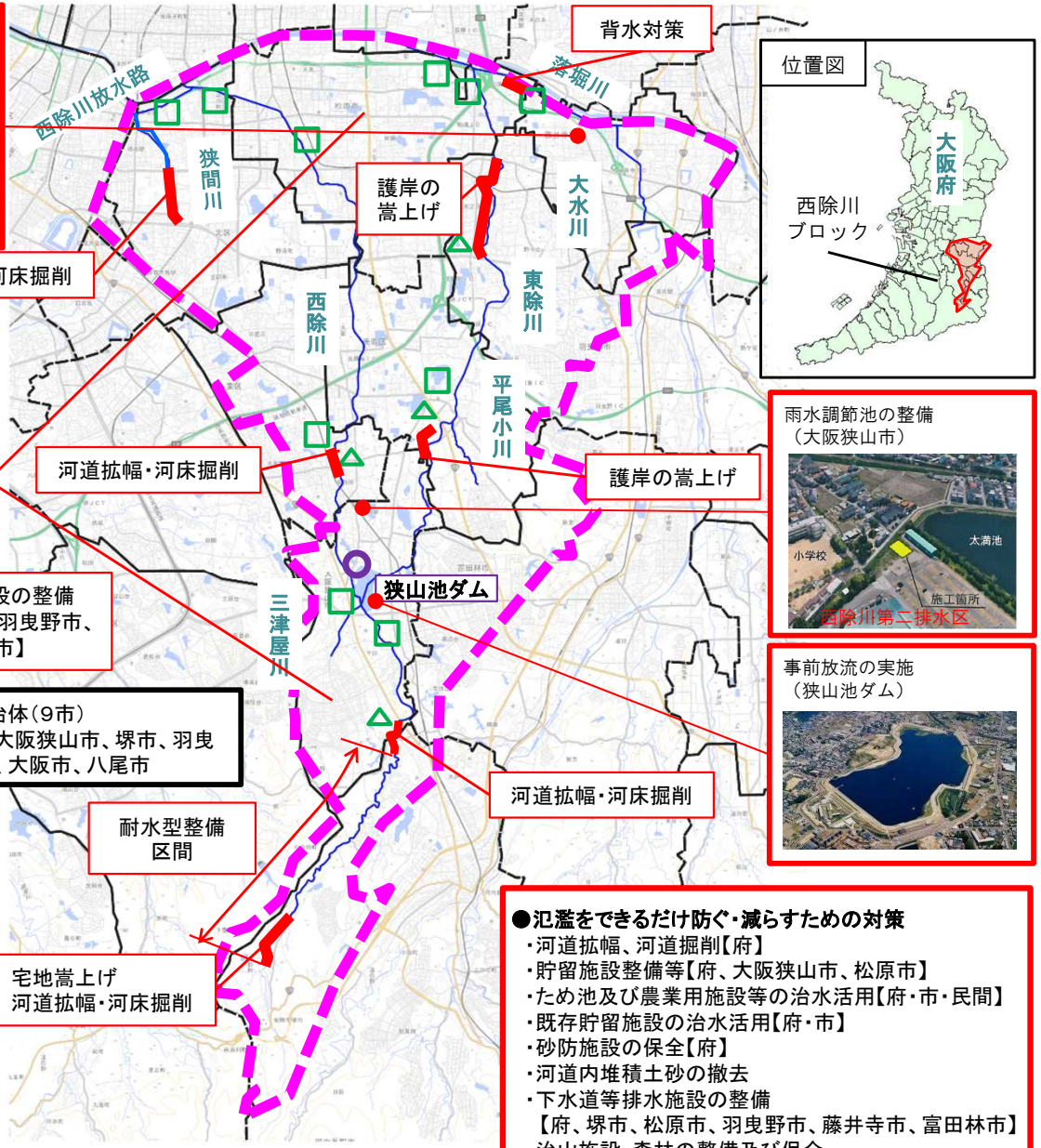

凡例
- 河道改修
- 貯留施設（計画）
- 貯留施設（整備済）
- 河川カメラ
- 水位計
- 砂防堰堤等
- 流域界

位置図

雨水調節池の整備
（大阪狭山市）

事前放流の実施
（狭山池ダム）

●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- 河道拡幅、河道掘削【府】
- 貯留施設整備等【府、大阪狭山市、松原市】
- ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】
- 既存貯留施設の治水活用【府・市】
- 砂防施設の保全【府】
- 河道内堆積土砂の撤去
- 下水道等排水施設の整備
  【府、堺市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市】
- 治山施設・森林の整備及び保全

●被害対象を減少させるための対策
- 土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度
- 立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

①情報伝達、避難計画等に関する事項
- 洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
- 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
- ホットラインの運用（洪水・土砂）【府、市】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（広域タイムライン）（洪水）【府・市・民間】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（市域タイムライン）（洪水・土砂）【市】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（コミュニティタイムライン）（洪水・土砂）【市】
- 水害危険性の周知促進【府】
- ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
- 隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施（洪水・土砂災害）【府、市】
- システムを活用した情報共有【府、市】
- 市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府、市】
- 市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
- 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等【府、市】
- 浸水被害軽減地区の指定【府、市】
- 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
- 施設管理の高度化の検討【府】
- 水防関係者間での連携、協力に関する検討【市】

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
- 水害ハザードマップの改良、周知、活用（洪水・土砂）【府、市】
- 浸水実績等の周知【府、市】
- 災害リスクの現地表示【市】
- 防災教育の推進【府、市】
- 地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【府、市】
- 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）【府、市】
- 水防訓練の充実【府・市】　等

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※下水は市町村ごとに対象降雨が異なります。

一級水系
流域治水プロジェクト

大和川水系西除川ブロック　流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～日本最古の狭山池ダム周辺を守る流域治水の推進～

● 西除川ブロックでは、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府・市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短　　期】　市街地の水災害発生を未然に防ぐため、河道改修を実施。

【中　　期】　河道改修の推進およびため池の治水活用の検討、老朽化護岸の更新。

【中 長 期】　1/100確率降雨（西除川下流）1/30確率降雨（西除川上流・東除川）に対して浸水を発生させない対策と
ため池の治水活用を実施。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	落堀川、西除川、東除川の河道改修・耐水型整備	大阪府	落堀川（概成） 西橋上流～中橋上流	西除川（概成）　草沢橋～天野橋 改進橋上流～南海高野線 東除川（概成）　新高鷺橋～新伊勢橋 菅生橋～福井橋	西除川 天野橋上流～上条橋
	ため池及び農業用施設の治水活用	大阪府、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、堺市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、八尾市、民間	調査・検討		
	狭間川河川改修事業（緊自債）	堺市		定期点検による継続監視の実施及び堆積状況に応じ適宜除去実施	
	河道内の堆積土砂除去	大阪府			
	老朽化護岸の更新	大阪府	東除川第1期（概成）	東除川第2期（概成）	
	雨水ポンプ場整備・管きょ整備	大阪府、堺市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市			
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府、富田林市、河内長野市、羽曳野市、大阪狭山市、堺市			
	土地利用誘導 （立地適正化計画）	大阪府、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、堺市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、八尾市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成　等	大阪府、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、堺市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、大阪市、八尾市、民間、気象台	洪水浸水想定区域指定 拡大完了(R6年度)		
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定　等	大阪府、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、堺市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、大阪市、八尾市、民間、	雨水出水浸水想定区域図 作成・公表(R7年度)		

一級水系
流域治水プロジェクト

大和川水系西除川ブロック　流域治水プロジェクト【事業効果の見える化】

～日本最古の狭山池ダム周辺を守る流域治水の推進～

河川整備等による効果

西除川：河道改修及び耐水型整備（ダム上流）により、時間雨量80ミリ（1/100）程度の降雨に対し、家屋床上浸水を解消
東除川：河道改修により時間雨量80ミリ（1/100）程度の降雨に対し、家屋床上浸水を解消

現状

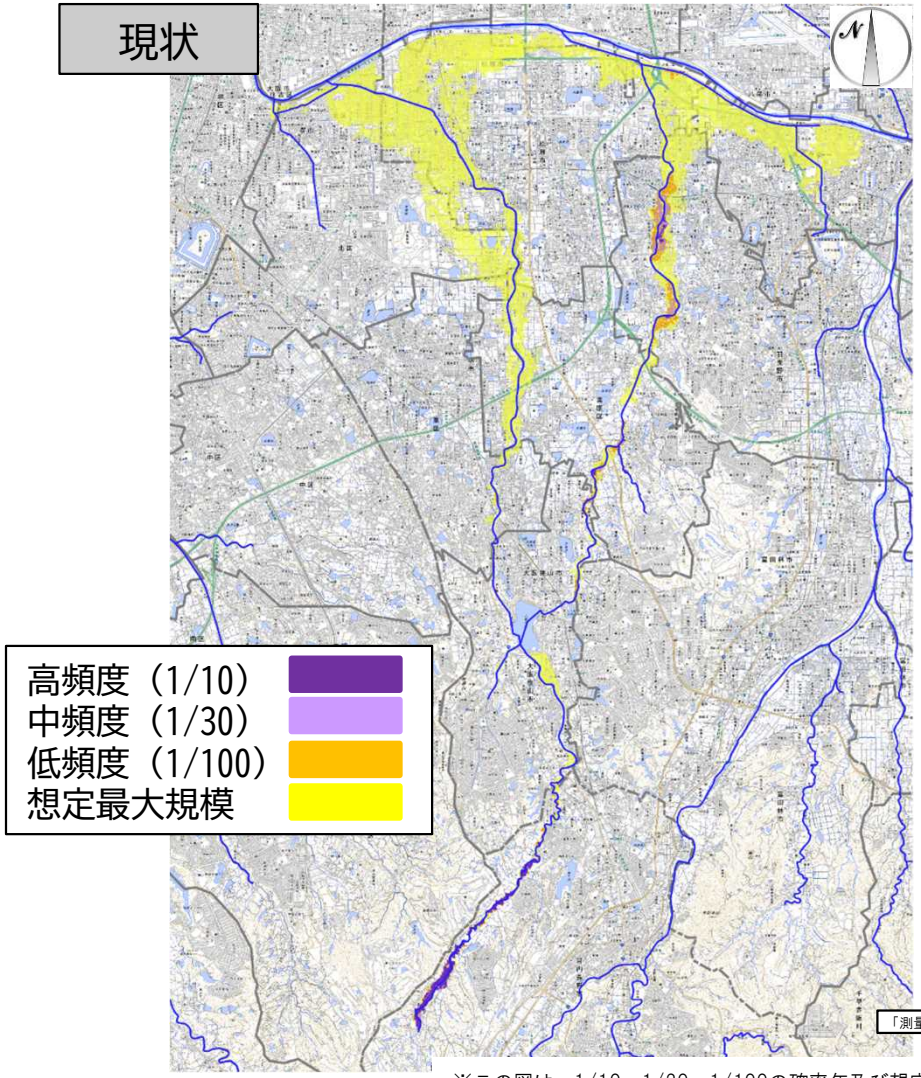

整備後

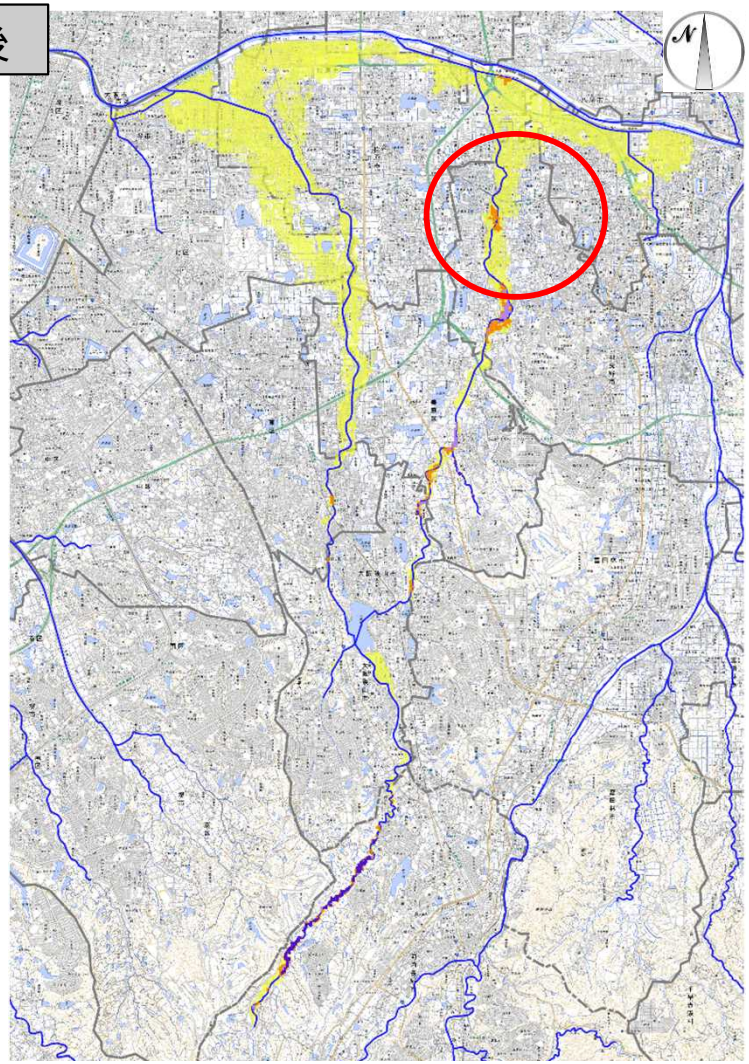

※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。
※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H31）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。
※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考慮していない。

一級水系
流域治水プロジェクト

大和川水系西除川ブロック　流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～日本最古の狭山池ダム周辺を守る流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備

整備率：97%

（令和5年度末時点）

農地・農業用施設の活用

※現在精査中
（令和5年度末時点）

流出抑制対策の実施

※現在精査中
（令和5年度末時点）

山地の保水機能向上および土砂流木災害対策

※現在精査中
（令和5年度実績）

立地適正化計画における防災指針の作成

3市

（令和5年度末時点）

避難のためのハザード情報の整備

洪水浸水想定区域　7河川

雨水出水浸水想定区域　4団体

（令和5年度末時点）

高齢者等避難の実効性の確保

避難確保計画　洪水238施設
土砂　9施設
高潮　－

（令和5年9月末時点）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

狭山池ダムの事前放流

狭山池ダムは治水容量100万m3の洪水調整機能を持っているが、事前放流を行うことで46万m3の洪水調整機能の追加をすることができる。

被害対象を減少させるための対策

堺市の立地適正化計画の取組

災害リスクのあるエリアや産業集積地が形成されているなど、居住 の誘導に適していない区域については居住誘導区域に含めない。

また、現状で人口密度が低く産業系土地利用や緑地空間がまとまって いるなど、土地利用の状況に応じた区域を設定している。

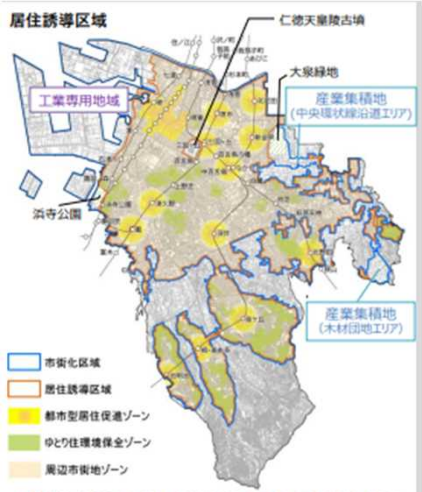

※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は居住誘導区域から除く。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

地域防災力強化を図る取組

大阪狭山市では令和5年に地域で防災リーダーとして活躍いただいている防災士資格所得の方や防災活動の中心となる自主防災組織の方を主な対象として、「市民防災力を高めるために」をテーマに大学の学識経験者による安全・安心セミナー講演会を行った。

講演会の様子

おおさかタイムライン防災プロジェクト

大阪府

資料6　令和６年４月　河川整備課計画グループ

タイムラインとは

流域治水の一環である**「逃げる」施策**は、災害時には重要な事項の１つであり、これまでも推し進めてきたところ。タイムラインもその１つで、大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「**いつ**」「**誰が**」「**何をするか**」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものである。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の３つに分類し、先行取り組み（**リーディングプロジェクト**）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「**おおさかタイムライン防災プロジェクト**」を進めている。

広域タイムライン　5/5地域＜寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮＞

比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン　41/43市町村

一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン　25市町村、142地区

R5は76地区策定

自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

今後・・

〈マイタイムライン〉３つのタイムラインを進めるともに、特にコミュニティタイムライン作成済みの地域については、国の推進する“マイタイムライン”についても関係部局と協力の上、推進していく。

課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	●タイムラインを活用した訓練の実施 ●タイムラインの改善	●全てのタイムラインで訓練を実施 ●実際の水害対応を踏まえ、改善を実施
市町村	●全市町村でのタイムライン作成 ●タイムラインの活用、改善	●市町村への作成の働きかけ、支援 ●実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施
コミュニティ	●地区数が多く作成が十分に進んでいない ●地域のモチベーションや担い手不足 ●優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化	●事例集の活用等により横展開 ●イベントや訓練等での周知、講師等の派遣支援 ●地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進

これまでの取り組み

キックオフ

平成29年３月
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム

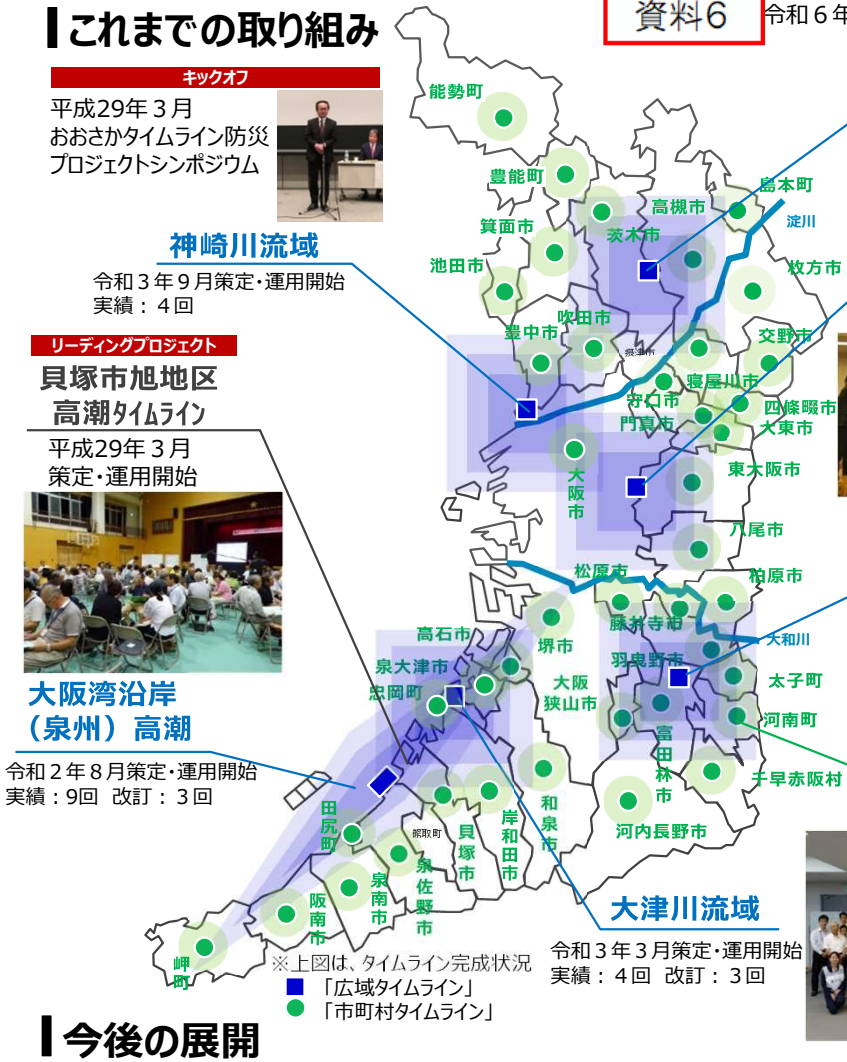

※上図は、タイムライン完成状況
■「広域タイムライン」
●「市町村タイムライン」

神崎川流域

令和３年９月策定・運用開始
実績：４回

リーディングプロジェクト

貝塚市旭地区高潮タイムライン

平成29年３月
策定・運用開始

大阪湾沿岸（泉州）高潮

令和２年８月策定・運用開始
実績：9回　改訂：３回

安威川流域

令和元年９月策定・運用開始
実績：８回　改訂：３回

リーディングプロジェクト

寝屋川流域

平成30年８月策定・運用開始
実績：16回　改訂：６回

南河内地域（石川流域外）

令和２年３月策定・運用開始
実績：５回

リーディングプロジェクト

河南町土砂災害タイムライン

平成30年６月
策定・運用開始

大津川流域

令和３年３月策定・運用開始
実績：４回　改訂：３回

今後の展開

広域タイムラインについては、訓練未実施の１流域における訓練の実施、市町村タイムラインについては、未作成の２市町での早期完成、コミュニティタイムラインについては、未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き必要な支援を実施する。

コミュニティタイムラインについて、**土砂災害は洪水と比較し、リスクの範囲が限定され、地域単位で避難計画を作成することが有効であるため、地区単位ハザードマップ（HM)作成済の地域**に対し、実際の運用や訓練を行った際にタイムラインの作成を促す等、重点的にコミュニティタイムライン作成の取組を拡げていく。

地区単位HMの運用や訓練等の実施 → 地区単位HMの見直し ＋ コミュニティタイムライン作成 → 避難訓練、実際の避難行動

適宜更新

コミュニティタイムライン作成状況

令和６年度 おおさかタイムライン防災プロジェクトの取組について

◆広域タイムライン

☞ 出水期、台風期に備えて全流域で訓練の実施をお願いします。
☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆市町村タイムライン

・策定状況：41/43市町村　未策定2市町
☞ 未策定のタイムラインの早期完成をお願いします。
☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆コミュニティタイムライン

・策定状況：令和5年度末までに25市町村、142地区で作成済み
★中学校区単位で作成会を開催し、多くの町会で一気に作成が進んだ事例あり
☞ 土砂災害は洪水と比較し、リスクの範囲が限定され、地域単位で避難計画を作成することが有効であるため、地区単位ハザードマップ作成済の地域に対し、実際の運用や訓練を行った際にタイムラインの作成を促す等、重点的にタイムライン作成をお願いします。
☞ 土砂災害警戒区域等の指定箇所がない市町では、洪水リスクに対するタイムラインの作成をお願いします。
☞ 令和6年度中に、全市町村において少なくとも１地区で策定できるように、新たな作成地区の選定をお願いします。

地区単位ハザードマップ

＋

コミュニティタイムライン

気象の状況	気象情報	避難情報	自治会・住民の行動
台風が接近する２～３日前 テレビやラジオのニュースで台風情報が放送始める。	台風に関する情報		・テレビ、ラジオ、インターネットで台風情報を入手する ・非常持出品などをチェックする ・避難場所をあらかじめ確認しておく（ハザードマップを確認） ・高齢者などに注意を保す
大雨の半日～数時間前 地区は避難所開っていなくても、風が強くなり始めに雨が降り始め、強さを増していく。	【警戒レベル２】 大雨・洪水・暴風 注意報発表		・テレビ・ラジオから気象情報を入手する ・すでに避難できるよう、身の回りを整理し準備する ・地下物や雨戸などをしめる ・緊急連絡網などで、自治会（自主防災組織）から連絡
大雨の数時間～２時間程度前 雨・風がピーク時になる。	【警戒レベル３】 大雨・洪水・暴風 警報発表	高齢者等避難	・避難に時間がかかる人は避難を開始する ・すでに避難できるよう、身の回りを整理し準備する ・心配な場合は避難をする
	【警戒レベル４】 土砂災害警戒情報	避難指示	・速やかに避難をする ・避難所から家族などに連絡をとる
広い範囲で数十年に一度 大雨が降る	【警戒レベル５】 大雨特別警報	緊急安全確保	・避難を完了する ・避難所から家族などに連絡をとる ・自治会（自主防災組織）の連絡網を活用し、避難に遅れている人がいないか確認する ・相当に避難所での生活を支援する

コミュニティタイムライン策定支援

★市町村の困りごとをヒアリング★

【策定に向け希望する支援】
・地域に配布できるひな形や説明資料の提供
・出前講座の支援
・地域TL作成に資する情報提供
・タイムライン作成にかかる経費支援　　等々

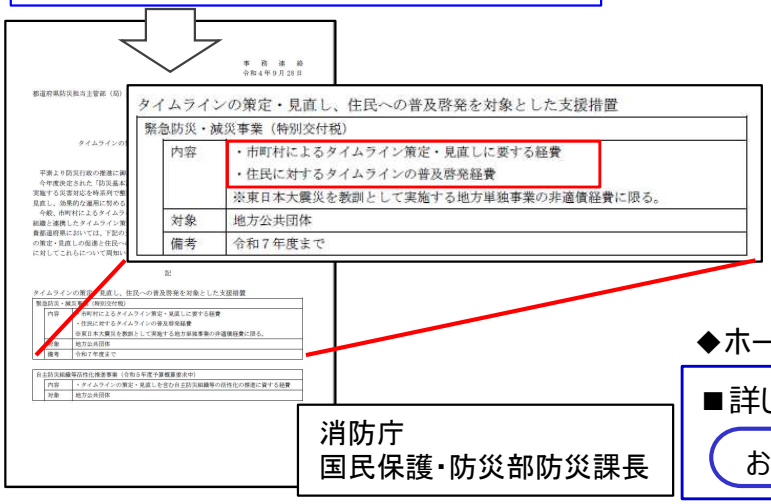

事務連絡
令和４年９月28日

都道府県防災担当主管部（局）

タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置

緊急防災・減災事業（特別交付税）	
内容	・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。
対象	地方公共団体
備考	令和７年度まで

記

タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置

緊急防災・減災事業（特別交付税）	
内容	・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。
対象	地方公共団体
備考	令和７年度まで

自主防災組織等活性化推進事業（令和５年度予算概算要求中）	
内容	・タイムラインの策定・見直しを含む自主防災組織等の活性化の推進に資する経費
対象	地方公共団体

消防庁
国民保護・防災部防災課長

◆動画やワークシート（ひな形）などをまとめた**DVD**を府内全市町村へ配布しています！

◆ホームページからもだれでも視聴可能です！

■詳しくは、ホームページをご覧ください。
おおさか　タイムライン　で検索

◆コミュニティタイムライン総括表のひな形もダウンロード可能です！

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進

大阪府 都市整備部 事業調整室・河川室

資料7

1 背景・経過

平成21年7月　山口豪雨災害
- 土石流により特別養護老人ホームの入所者７名が犠牲

平成28年8月　相次ぐ台風による豪雨災害
- 北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

平成29年6月　水防法等の一部を改正する法律
- **要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け**

令和2年7月　豪雨災害
- 熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲

山口県防府市
(ライフケア高砂)

岩手県岩泉町
(楽ん楽ん)

熊本県球磨村
(千寿園)

2 法令の概要

■「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正
⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化

■「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正
⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化
⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に

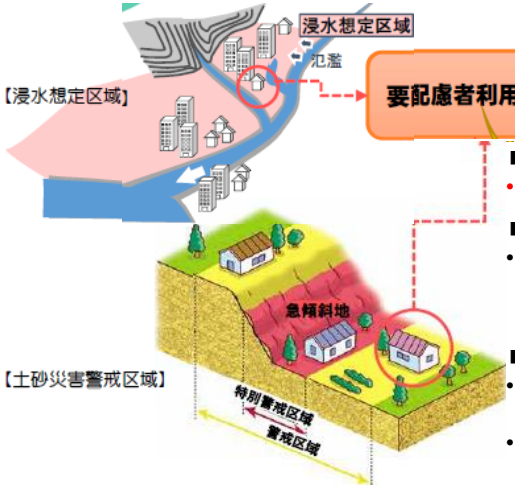

▶社会福祉施設、学校、病院など防災上の配慮を要する者が利用する施設

■作成義務を負うもの
- 施設管理者（公共・民間）

■対象
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある施設のうち、市町村の地域防災計画に位置付けられた施設

■府・市町村の役割・責任
- 府・市町村の関係部局は連携して計画作成の助言等、積極的に支援を行う。
- 市町村は、作成していない施設管理者に対して指示や公表ができる。

3 進捗状況

■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和５年9月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	**計画**	**訓練**
対象施設数	11,326		4,458		376		16,160	
作成・実施済み	10,895	1,092	4,177	165	356	98	15,428	1,355
作成・実施率	96%	10%	94%	4%	95%	26%	**95%**	**8％**

【参考】計画作成率の全国平均（令和5年9月末時点）：　水防法(洪水)：87%、土砂法：89%
※対象施設数は、**令和5年9月末時点で**市町村地域防災計画に定められた施設数

4 今後の展開

■**避難確保計画作成の推進**
・**計画未作成の施設や新たに対象となる施設**に対して**計画作成を促進**
※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

■**地域防災計画への適切な施設の位置づけ**
・地域防災計画への位置付けができていない市町村においては**速やかに位置付け**

■**避難訓練の実施促進**
・訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書等の発出**
・施設での避難訓練を支援

これらの取組を大阪府も支援

«参考»

国土交通省のHP
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html

計画作成の手引き、**様式**、**チェックリスト**のほか、**取組みの事例集**や**避難確保に関するeラーニング教材**等、様々な資料を掲載

各構成員の取組み状況一覧

資料8

1．河内長野市　　；コミュニティタイムラインの作成

2．柏原市　　；ため池の治水活用について

3．大阪狭山市　　；防災力強化を図る安全・安心セミナーの実施
　　；立地適正化計画における防災指針の作成

コミュニティタイムラインの作成（末広地区・寺元地区）

河内長野市

資料08-1

取組内容 地域の状況などについて話し合い、コミュニティタイムラインを作成。

地域版ハザードマップの作成とともに、台風時などに取るべき防災行動や避難のタイミングを記載した「コミュニティタイムライン」を作成しました。

ワークショップを実施し、地域内の危険箇所や過去の災害発生場所、避難経路などの情報の整理を行った。

地域の皆さんと一緒にワークショップで整理した情報の現地確認を行った。

ため池の治水活用について

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

（柏原市）

資料08-2

取組内容 原川への流入水路での洪水対策のために、流入水路上流ため池の余水吐きを改良した。

改良点と洪水調節効果

○田辺池
- 余水吐きを40cm切り欠いた
- ５年確率降雨で、原川流入部で約2.5㎥/sの洪水調節効果あり

○五十村（ゆうら）池
- 余水吐きを50cm切り欠いた
- 10年確率降雨で、原川流入部で約1.5㎥/sの洪水調節効果あり
- 現在、貯留水がほとんどないため、より洪水調節効果を発揮している。
- 羽曳野市域に位置しているが、柏原市が維持管理をしている。

位置図

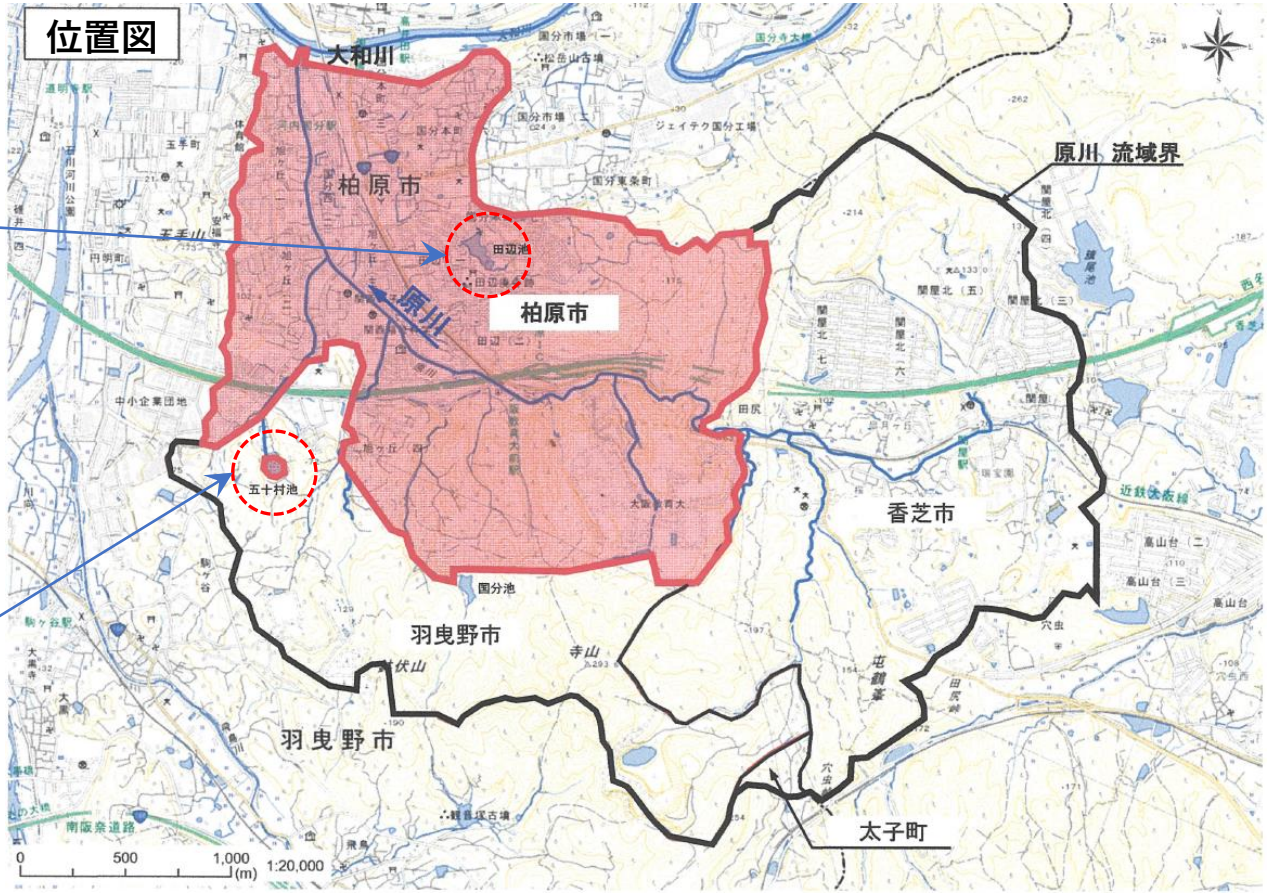

○洪水調節効果を永続的に発揮できるよう講じた措置
- 大阪府八尾土木事務所、中部農と緑の総合事務所、柏原市との３者間で、以下の覚書と協定書を締結した。
  大和川水系原川流域におけるため池の治水活用に関する覚書（令和５年１２月２２日締結）
  大和川水系原川流域における洪水対策に関する協定書（令和６年１月１１日締結）

安全・安心セミナーの実施

取組内容　地域の防災力強化を図る

地域で防災リーダーとして活躍いただいている防災士資格を取得された方や地域の防災活動の中心となる自主防災組織の方を主な対象として、地域の防災力強化を図ることを目的として、開催しました。

広島経済大学名誉教授による
「市民防災力を高めるために」～家庭の備えと地域の取組み～
をテーマとした講義を実施

立地適正化計画における防災指針の作成

被害対象を減少させるための対策　大阪狭山市

取組内容　立地適正化計画における居住誘導区域の設定及び防災指針の策定を検討する

大阪狭山市立地適正化計画の策定（令和６年１２月末予定）にあたり、人口分布や人口密度、都市機能の分布や誘導の方向性、地理的特徴や災害予測等を十分踏まえ、ハード・ソフトの両側面から必要な減災・防災対策の考え方について整理した上で、居住誘導区域の設定に向けた検討を行った。

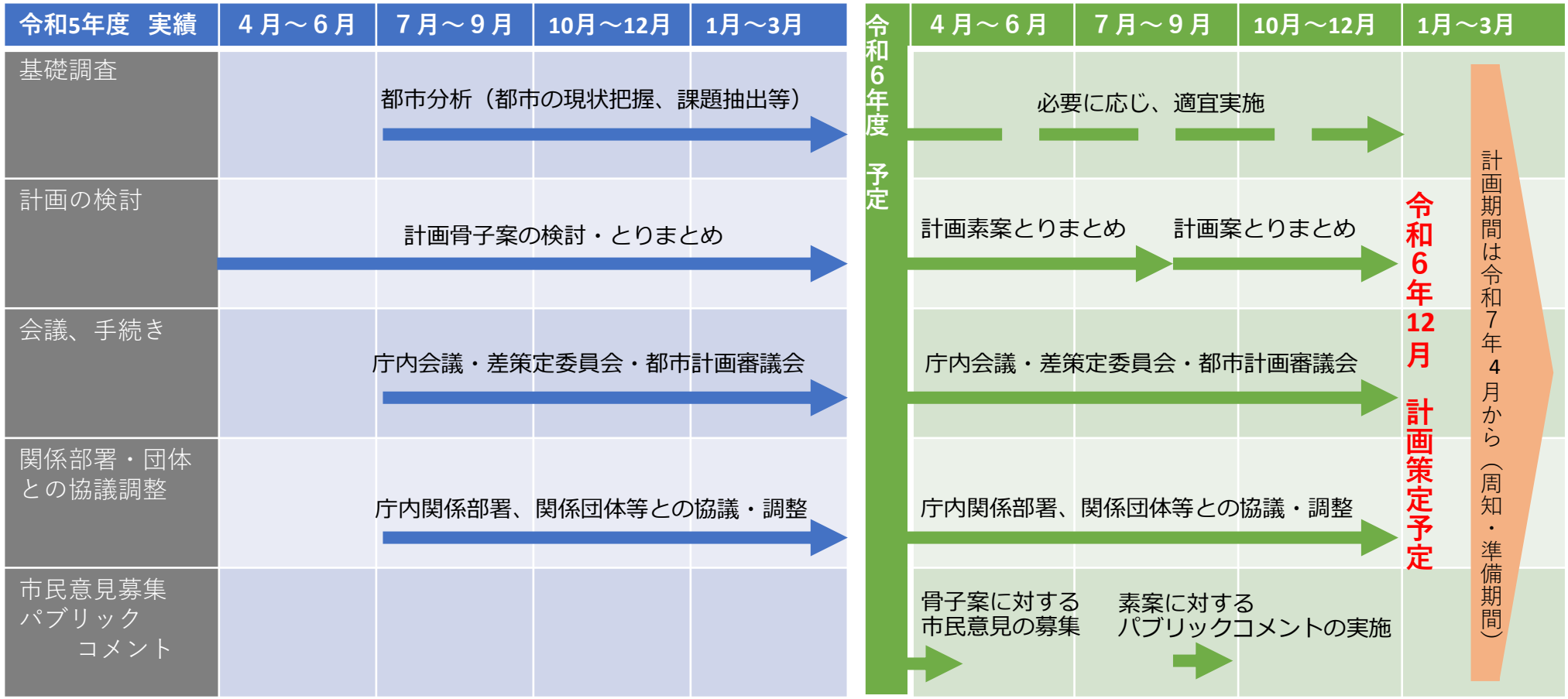

令和６年度　南河内地域水防災連絡協議会　流域治水プロジェクト推進スケジュール（案）

資料9

（令和６年度の流域治水プロジェクト推進スケジュール表の作成について）
流域治水プロジェクトの各施策を計画的に進めるため、各市町村の主要な取組について、昨年度に続き令和６年度のスケジュールを作成し、水防災連絡協会で共有の上、プロジェクトを推進していく予定です。

市町村	取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水防災連絡協議会		行政WG ▼	協議会 ▼										
富田林市	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の支援	対象事業者（未作成事業者3カ所）に対し、避難確保計画の作成を依頼、訓練実施・報告・指導											
河内長野市	コミュニティタイムラインの作成			対象地区選定、地元調整				コミュニティタイムライン作成					
松原市	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の支援		対象施設へ避難訓練の実施依頼を送付		随時訓練内容など含めた支援を実施								
	個別避難計画の作成促進	相談支援専門員、ケアマネジャー、市職員がそれぞれ作成											

令和６年度　南河内地域水防災連絡協議会　流域治水プロジェクト推進スケジュール（案）

（令和６年度の流域治水プロジェクト推進スケジュール表の作成について）
流域治水プロジェクトの各施策を計画的に進めるため、各市町村の主要な取組について、昨年度に続き令和６年度のスケジュールを作成し、水防災連絡協会で共有の上、プロジェクトを推進していく予定です。

市町村	取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水防災連絡協議会		行政WG	協議会										
羽曳野市	要配慮者施設における避難計画・訓練の支援			計画作成指導、支援　訓練実施指導									
	個別避難計画作成促進	避難行動支援者プランの改正、対象者・地区の　選定、庁内関係課と連携体制構築									個別避難計画を作成予定		
藤井寺市	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の支援	防災計画に記載のある施設への計画見直し等の支援											
		新規開設施設への計画作成の促進及び作成支援											
		計画作成済み施設への訓練の実施促進及び支援											
大阪狭山市	個別避難計画の作成促進	庁内の連携体制構築・対象者の選定											
	立地適正化計画における防災指針の作成	計画内容の検討・作成（策定は令和６年12月末予定）											
	ため池の治水活用	活用可能なため池の抽出を検討											
	戸建住宅等に雨水浸透桝の設置を指導	開発業者へ指導（継続中）											

令和６年度　南河内地域水防災連絡協議会　流域治水プロジェクト推進スケジュール（案）

（令和６年度の流域治水プロジェクト推進スケジュール表の作成について）
流域治水プロジェクトの各施策を計画的に進めるため、各市町村の主要な取組について、昨年度に続き令和６年度のスケジュールを作成し、水防災連絡協会で共有の上、プロジェクトを推進していく予定です。

市町村	取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水防災連絡協議会		行政WG	協議会										
太子町	内水浸水想定区域図及び内水ハザードマップ作成		業者契約	内水浸水想定区域図及び内水HM作成									
	個別避難計画の作成促進	作業中											
河南町	洪水や土砂災害ハザードマップの作成・周知							業者契約	土砂災害HM作成				
	コミュニティタイムラインの作成								ワークショップ実施・HMと並行作成				
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の支援				現在策定中（Ｒ５年度の事例を参考掲示）						作成呼びかけ		
	個別避難計画の作成促進										作成よびかけ		
千早赤阪村	村タイムラインの改定	改訂のためのデータ収集			タイムライン改訂案の作成								
	個別避難計画の作成促進		各地区自主防災組織に対し、個別避難計画の作成を依頼										
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	対象事業者（２カ所）に対し、避難確保計画の作成を依頼											

令和6年度の主な事業予定箇所（河川関連事業）

資料10

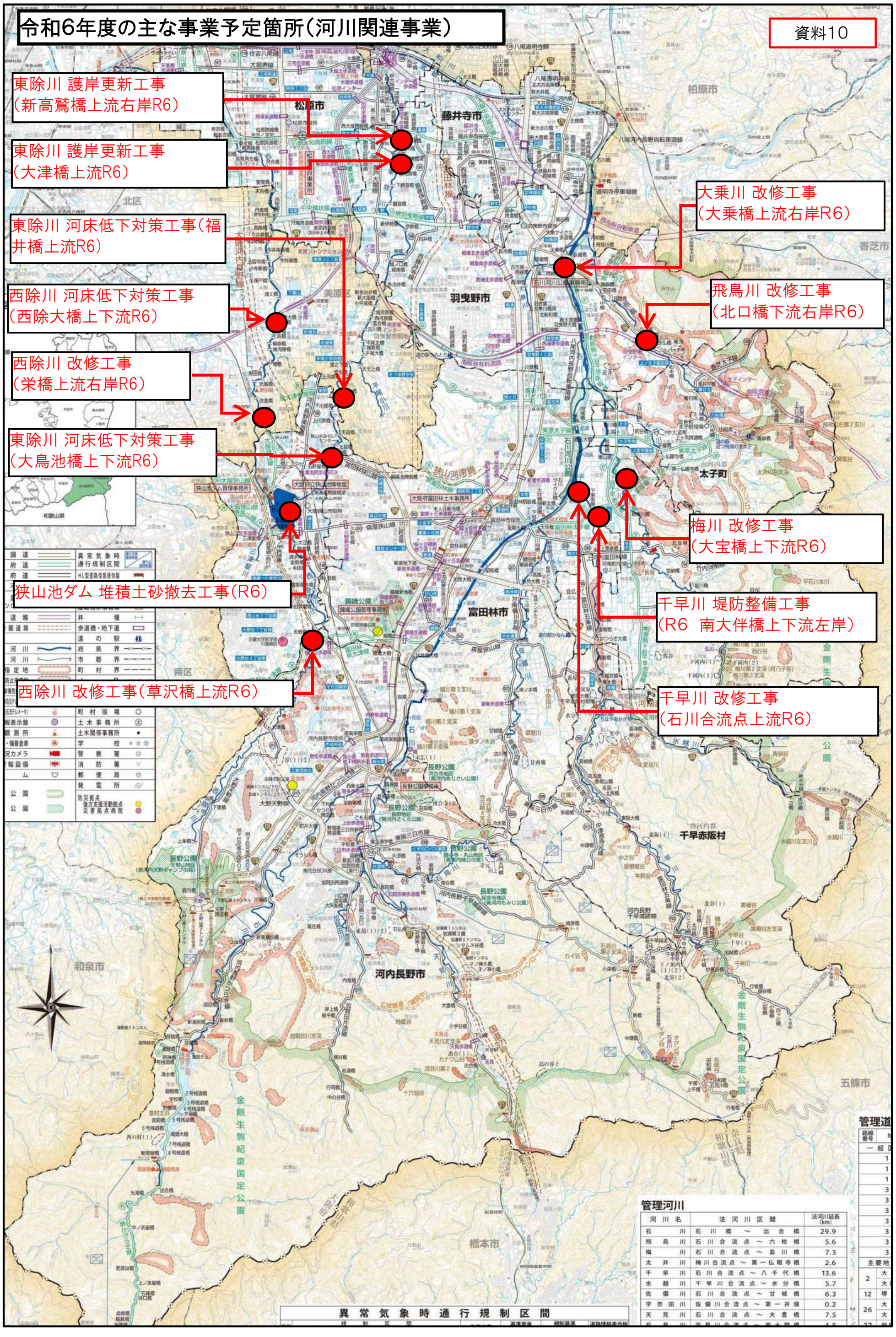

管理河川

河川名	法河川区間	法河川延長（km）
石川	石川橋～出合橋	29.9
飛鳥川	石川合流点～六枚橋	5.6
梅川	石川合流点～島川橋	7.3
太井川	梅川合流点～第一仏眼寺橋	2.6
千早川	石川合流点～八千代橋	13.6
水越川	千早川合流点～水分橋	5.7
佐備川	石川合流点～甘城橋	6.3
学奈田川	佐備川合流点～第一井堰	0.2
天見川	石川合流点～大豊橋	7.5
[illegible]	[illegible]	[illegible]

管理道

路線番号	地
一般国	
1	
1	
1	
3	
3	
3	
3	
3	
3	
3	
主要地	
2	大
	大
12	堺
26	大
	大
27	

異常気象時通行規制区間

	規制区間	基準雨量	規制基準	道路情報表示板

令和6年度の主な事業予定箇所（砂防関連事業）

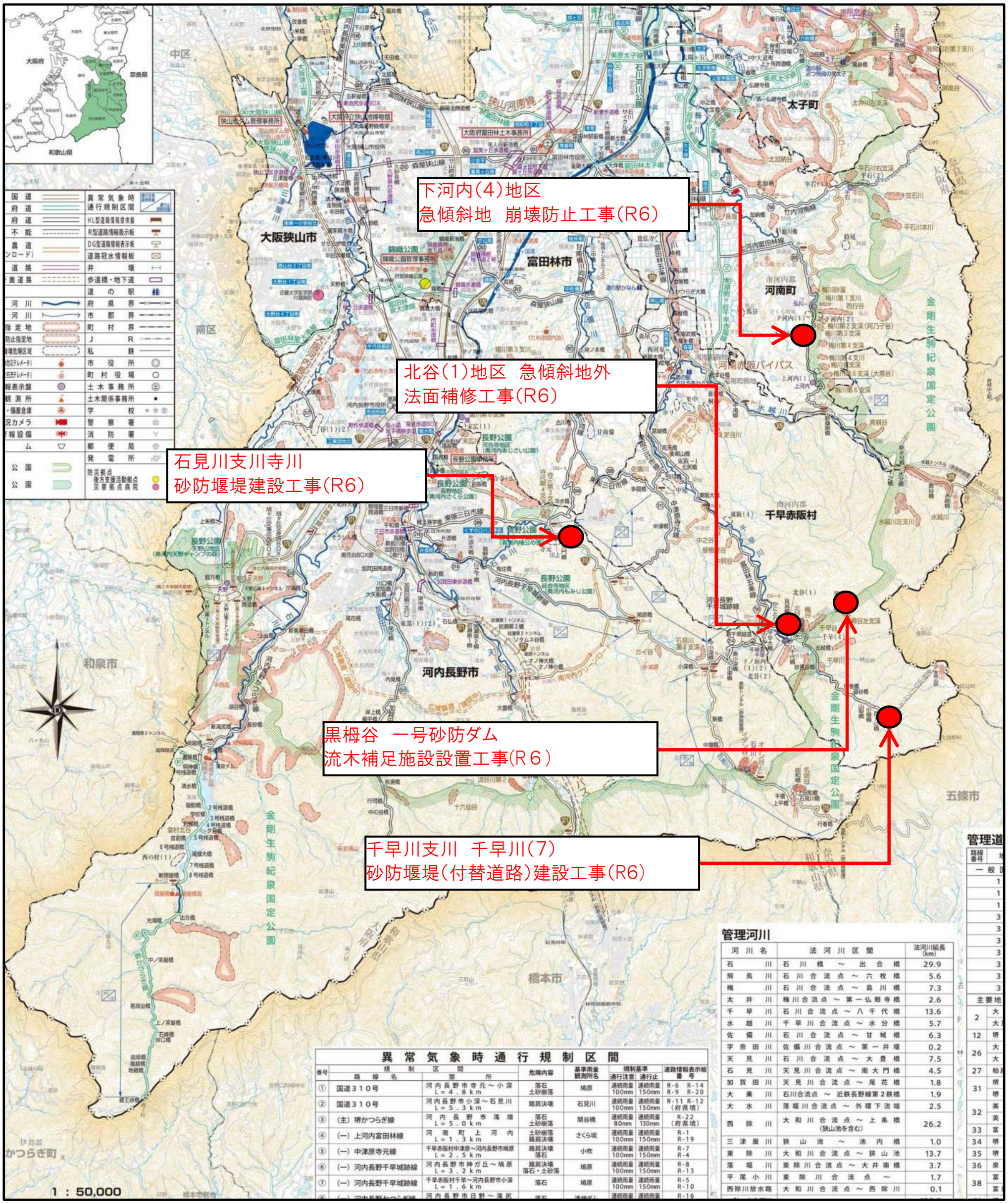

異常気象時通行規制区間

番号	規制区間 路線名	規制区間 箇所	危険内容	基準雨量 観測所名	規制基準 通行注意	規制基準 通行止	道路情報表示板 番号
①	国道３１０号	河内長野市寺元～小深 L＝４．８ｋｍ	落石 土砂崩落	鳩原	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	R-6 R-14 R-9 R-20
②	国道３１０号	河内長野市小深～石見川 L＝５．３ｋｍ	路肩決壊	石見川	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	R-11 R-12 （府県境）
③	（主）堺かつらぎ線	河内長野市滝畑 L＝５．０ｋｍ	落石 土砂崩落	関谷橋	連続雨量 80mm	連続雨量 130mm	R-22 （府県境）
④	（一）上河内富田林線	河南町上河内 L＝１．３ｋｍ	土砂崩落 路肩決壊	さくら坂	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	R-1 R-19
⑤	（一）中津原寺元線	千早赤阪村中津原～河内長野市鳩原 L＝２．５ｋｍ	路肩決壊 落石	小吹	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	R-7 R-4
⑥	（一）河内長野千早城跡線	河内長野市神ガ丘～鳩原 L＝３．２ｋｍ	路肩決壊 落石・土砂落	鳩原	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	R-8 R-13
⑦	（一）河内長野千早城跡線	千早赤阪村千早～河内長野市小深 L＝１．６ｋｍ	落石	鳩原	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	R-5 R-10
⑧	（一）河内長野かつらぎ線	河内長野市日野～滝尻	落石	連続ダム	連続雨量	連続雨量	R-16

管理河川

河川名	法河川区間	法河川延長（km）
石川	石川橋～出合橋	29.9
飛鳥川	石川合流点～六枚橋	5.6
梅川	石川合流点～島川橋	7.3
太井川	梅川合流点～第一仏眼寺橋	2.6
千早川	石川合流点～八千代橋	13.6
水越川	千早川合流点～水分橋	5.7
佐備川	石川合流点～甘城橋	6.3
字奈田川	佐備川合流点～第一井堰	0.2
天見川	石川合流点～大豊橋	7.5
石見川	天見川合流点～南大門橋	4.5
加賀田川	天見川合流点～尾花橋	1.8
大乗川	石川合流点～近鉄長野線第２鉄橋	1.9
大水川	落堀川合流点～外環下流端	2.5
西除川	大和川合流点～上条橋（狭山池を含む）	26.2
三津屋川	狭山池～池内橋	1.0
東除川	大和川合流点～狭山池	13.7
落堀川	東除川合流点～大井南橋	3.7
平尾小川	東除川合流点～	1.7
西除川放水路	大和川合流点～西除川	0.1

管理道

路線番号	主要地
一般国	
1	
1	
1	
3	
3	
3	
3	
3	
3	
3	
3	
2	大
	大
12	堺
26	大
	大
27	柏
31	堺
	堺
32	美
	美
33	富
34	堺
35	堺
36	泉
38	富
	富

R5年度 河川施設の点検結果箇所図

富田林土木事務所

点検結果の概要と対応

1. 点検結果の見方

・河川施設に損傷が見られ、このまま放置しておくと人家等に影響を及ぼす可能性がある箇所を「要注意箇所」として選定しました。

・上記の内、損傷程度が著しい箇所は、「緊急対応実施箇所」としました。

2. 今後の対応

・「緊急対応実施箇所」は、次期出水期までに(5月末までに)、応急的な対応を完了し、その後、更に必要な対策を実施します。

・「要注意箇所」については、必要に応じて、詳細な調査を実施し、補修方法を検討の上、概ね3年を目途に順次対策を実施します。

※対策を実施する迄は、平素よりパトロール等を実施し、損傷状況の把握を行い、必要な措置を講じるなど不測の事態に備えます。

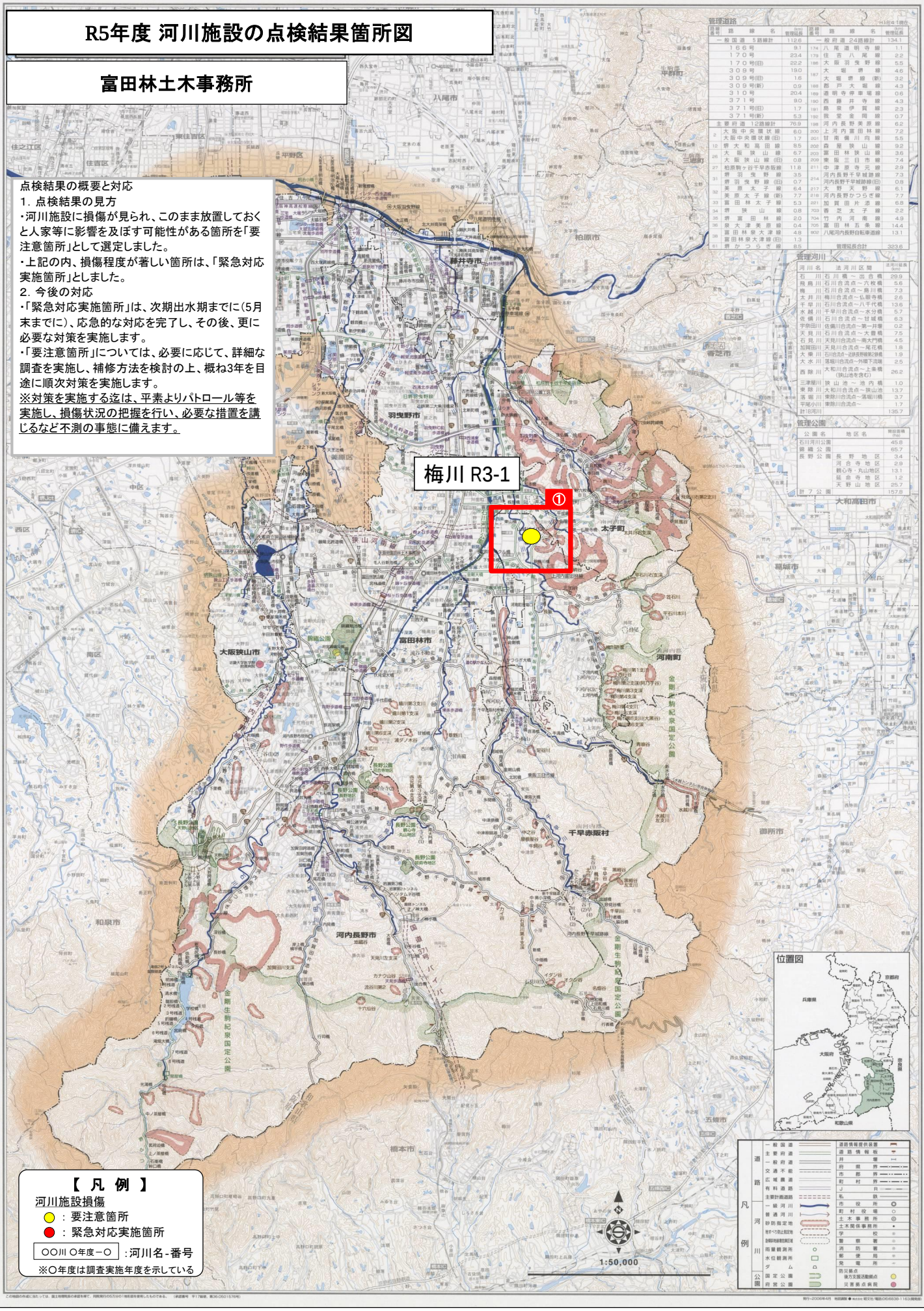

R5年度 河川施設の点検結果箇所図

富田林土木事務所

令和6年度版大阪府水防計画　改定概要

本編

資料11

1．　水防作業従事者の安全配慮（第１章第５節）

津波浸水想定区域内で水防作業従事者の活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先することを明記。

2．　大雨警報・注意報基準、洪水警報・注意報基準表に注意書きを追加（第５章第３節）

・警報・注意報の発表基準が年度途中で更新されるため、該当ページに、「最新のデータは気象庁HPを参照」する旨を追記。

3．　大雨特別警報から警報への切替時の国管理河川（淀川、大和川、猪名川）の臨時の洪水予報について追記（第５章第３節）

4．　国管理河川の洪水予報、水防警報の伝達系統図を修正（第５章第３節、第７節）

5．　河川改修等に伴う基準水位の見直し（第５章第７節）

対象：　芦田川（高石市）、津田川（貝塚市）、樫井川（泉佐野市）

理由：　水位監視区間の改修完了、水防管理者との協議など

6．　安威川ダムの完成等に伴う浸水想定区域の変更等に伴う修正（第17章第１節）

令和6年度版大阪府水防計画　改定概要

資料編

第1表　一般防災関係重要水防区域

安威川ダムの供用開始等に伴う、浸水想定区域見直しによる重要水防区域の見直し

第2表　ため池防災関係水防区域、第10表　ため池水防地及び資材表

ため池の点検等に伴う水防値の見直し、その他級ため池一覧表の追加

第6表　主要排水施設設置個所一覧表

排水施設設備更新に伴う修正

第16表　管内河川水位観測一覧表

水位基準の見直し、観測所追加に伴う修正

第20表　国土交通省近畿地方整備局災害対策用資機材一覧表

R5年度購入車等の追加

第2図　国道（指定区間外）及び府道についての道路情報連絡網図

道路通行規制基準の変更（第2図）

水門操作協定書等

最新版に更新

国土交通省直轄河川洪水予報実施要領、大阪府知事指定河川洪水予報実施要領

大和川及び全ての府知事指定河川で実施要領を改正

様式

臨時の洪水予報の様式追加、一部様式の修正

土砂災害警戒区域等一覧表

地すべり危険個所の記載を参考事項とする

水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定拡大について

資料12

■洪水浸水想定区域指定の概要

水防法に基づき国土交通大臣または都道府県知事が洪水浸水想定区域を指定することにより、以下が義務化となる

- ➢市町村による避難体制の構築（ハザードマップの作成・配布、地域防災計画への洪水に関する情報の伝達方法や要配慮者利用施設の名称・所在地等の記載　など）
- ➢不動産取引時における洪水リスクの説明

■水防法改正の背景と概要

近年、これまで水防法に基づき洪水浸水想定区域を指定することとされていた河川以外の、水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。円滑かつ迅速な避難等のための**適切な洪水浸水リスク情報の提供**が全国的な課題となっている。

このような背景から**令和３年7月に水防法が改正**され、**洪水浸水想定区域の指定対象が追加**された。

（従来の対象河川）
- 洪水予報河川
- 水位周知河川

＋

（法改正による対象河川の追加）
- 防御対象※1があり、水位等の情報※2が入手可能な河川
- 特定都市河川

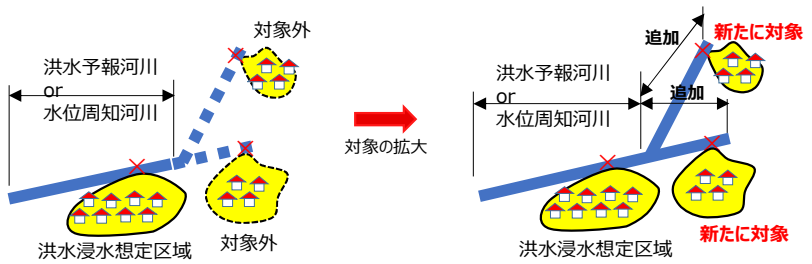

※1　住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路、その他避難に供する施設
※2　河川管理者が取得する水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報（キキクル）

■大阪府のこれまでの取組

- ➢ 平成17年度～　[水防法に基づく取組]
  - ・洪水予報、水位周知河川＜39河川＞の浸水想定区域の公表・指定（1/100）
- ➢ 平成22～24年度　[府管理河川のリスク周知]・・・リスク情報空白地帯は解消
  - ・全154河川の洪水リスク表示図を公表（1/10、1/30、1/100、1/200）
- ➢ 平成27年度　[水防法改正に伴う想定最大規模リスクの追加]
  - ～令和３年度　[水防法改正に伴う区域指定対象河川の拡大]
  - ・全154河川の浸水想定区域図の作成（1/100、L2）及び洪水リスク表示図の更新（1/10、1/30、1/100、L2 ）
  - ・洪水予報、水位周知河川＜39河川＞及びその他河川＜6河川＞について浸水想定区域の指定（1/100、L2）

■大阪府の方針

【基本方針】

令和６年度出水期を目途に、全ての府管理河川を対象として洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。
（国の方針は令和7年度までに指定完了）

【区域指定の進め方】

●指定範囲の設定
・浸水想定と防御対象を重ね合わせた上で、リスク情報空白域が発生しないよう、人家や道路等の避難時に使用する施設が含まれる範囲を漏れなく設定
↓↓↓
○水位情報等の取得の準備
・水位計があるが水位が未設定（27河川）⇒避難情報のトリガーとなる水位の設定
・水位等の情報がない河川（18河川）⇒キキクルの対象河川拡大（気象台と調整し、令和6年6月頃に拡大予定）

⇩

● 準備の整った河川から洪水浸水想定区域の指定

【指定スケジュール】

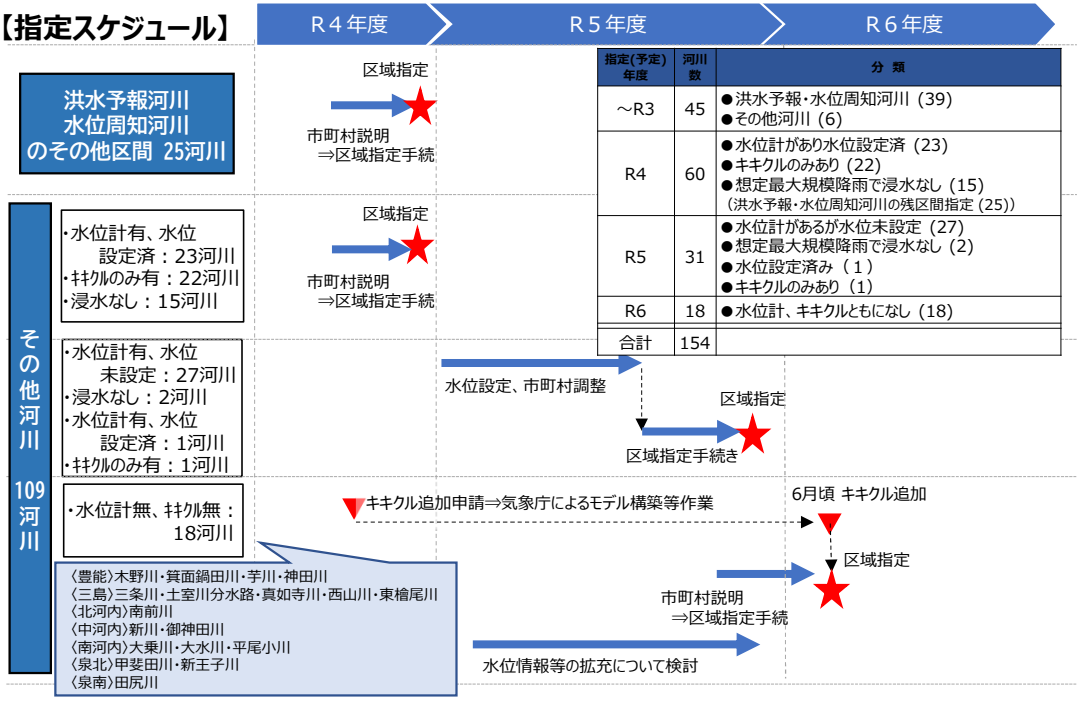

指定(予定)年度	河川数	分　類
～R3	45	●洪水予報・水位周知河川（39） ●その他河川（6）
R4	60	●水位計があり水位設定済（23） ●キキクルのみあり（22） ●想定最大規模降雨で浸水なし（15） （洪水予報・水位周知河川の残区間指定（25））
R5	31	●水位計があるが水位未設定（27） ●想定最大規模降雨で浸水なし（2） ●水位設定済み（１） ●キキクルのみあり（1）
R6	18	●水位計、キキクルともになし（18）
合計	154	

【リスク周知】

- ● 市町村が作成するハザードマップによる住民等への周知　«避難»
- ● 宅地建物取引業者、各市町村農業委員会、開発許認可部局への周知　«土地利用»
- ● 府HP、国HP（かさねるﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ、浸水ナビ）における公表や、流域治水の取組（タイムライン、要配慮者利用施設の避難確保計画作成）等のあらゆる機会を捉えて洪水リスクを周知

資料13

令和6年度に実施する
防災気象情報の改善について

1．線状降水帯による大雨について半日程度前から「府県単位」での呼びかけの開始

2．気象情報における量的予報の表現の変更

大阪管区気象台 気象防災部 予報課

令和６年から開始する府県単位での呼びかけ（地方／府県気象情報）

これまで

対象地域を
絞り込んで発表

令和6年5月28日以降

地方気象情報

大雨に関する**近畿地方**気象情報　第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分　大阪管区気象台発表

＜見出し＞
近畿地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

＜本文＞
…（中略）…

大雨に関する**近畿地方**気象情報　第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分　大阪管区気象台発表

＜見出し＞
大阪府と奈良県と和歌山県では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

＜本文＞
…（中略）…

対象とならない 府県では、府県気象情報での呼びかけをしない。

府県気象情報

大雨に関する**大阪府**気象情報　第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分　大阪管区気象台発表

＜見出し＞
近畿地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

＜本文＞
…（中略）…

大雨に関する**大阪府**気象情報　第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分　大阪管区気象台発表

＜見出し＞
大阪府では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

＜本文＞
…（中略）…

※発表する情報の電文フォーマットは変わりません。

呼びかけが行われた時の対応例

府県単位で呼びかけを行いますが、
これまでと対応を変える必要はありません。

- 線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、心構えを一段高めていただくことを目的としています。この呼びかけだけで避難を促すわけではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせてご活用ください。
- **市町村**の防災担当の皆さまには、避難所開設の手順や水防体制の確認等、災害に備えていただくことが考えられます。
- **住民**の方々には、大雨災害に対する危機感を早めにもっていただき、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行っていただくことが考えられます 。

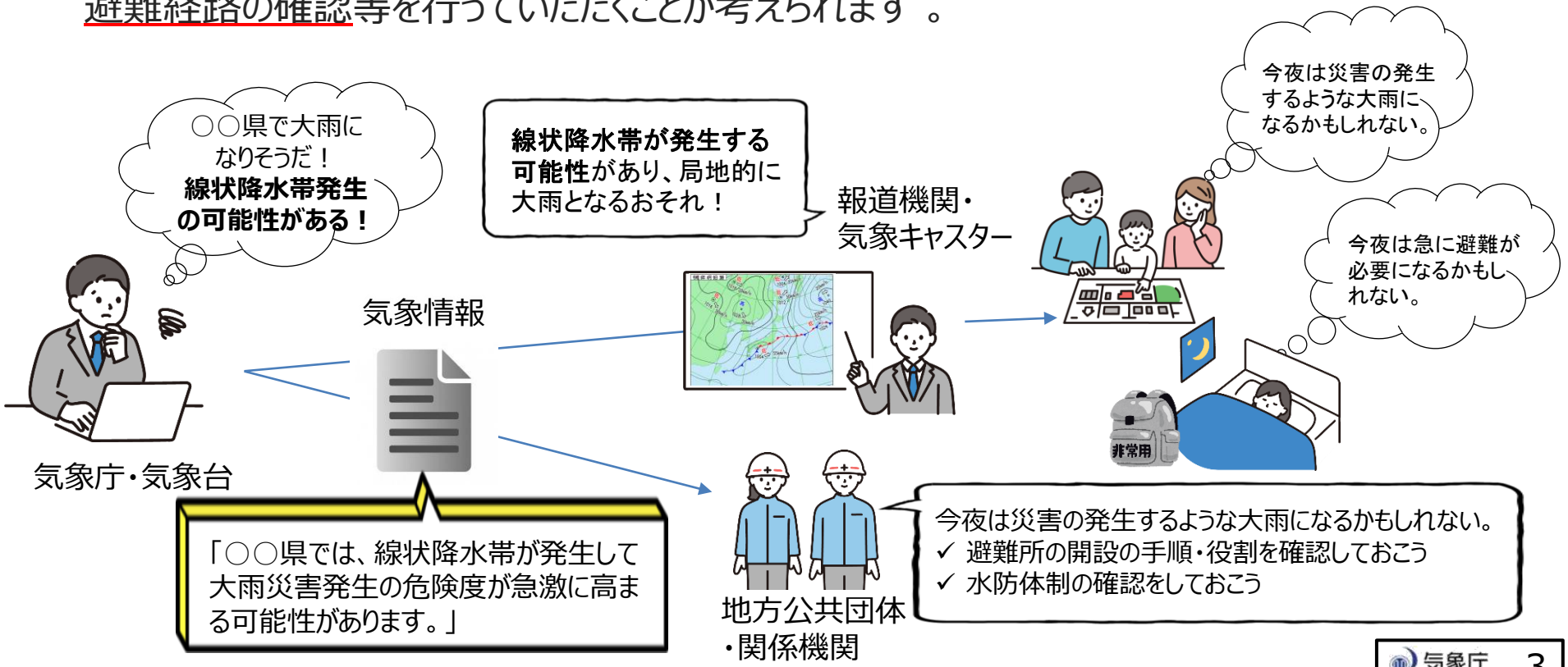

線状降水帯に関する各種情報（おさらい）

線状降水帯とは

顕著な大雨に関する気象情報とは

線状降水帯による大雨の
半日程度前からの呼びかけ
とは

気象庁HPより

線状降水帯とは

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域　（気象庁定義）

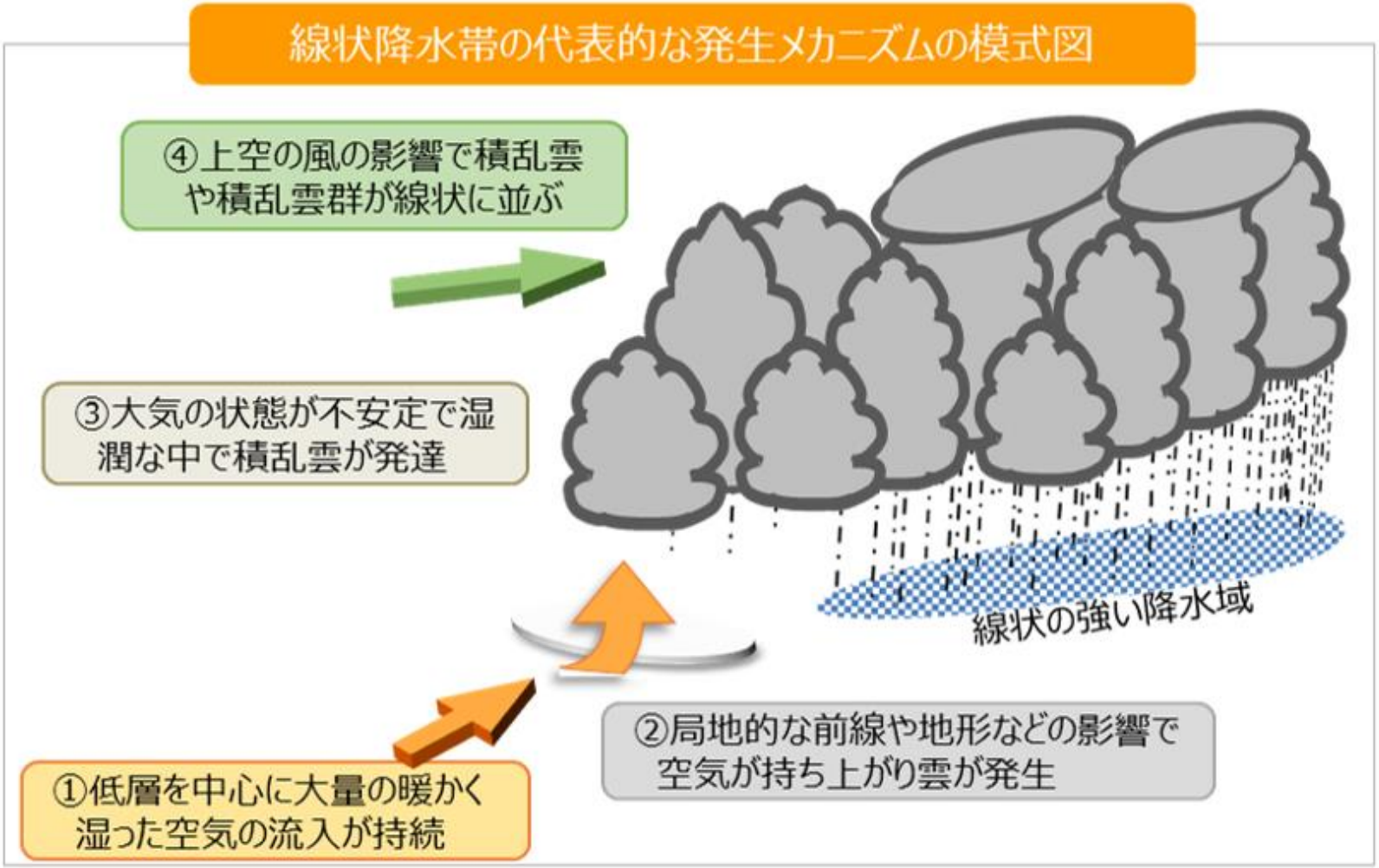

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yohokaisetu/senjoukousuitai_ooame.html

顕著な大雨に関する気象情報

令和３年６月から、**線状降水帯が発生した**ことをいち早くお知らせする、「顕著な大雨に関する気象情報」を提供しています。

令和５年５月25日から、予測技術を活用し、最大で30分程度前倒しして発表できるようになりました。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、
線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を
「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

顕著な大雨に関する気象情報の例

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、**線状降水帯**による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

顕著な大雨に関する気象情報の発表基準

現在から30分先までに、以下の基準を満たす場合に発表。

① 前３時間積算降水量（5kmメッシュ）が100ミリ以上の分布域の面積が500km^{2}以上

② ①の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）

③ ①の領域内の前３時間積算降水量最大値が150ミリ以上

④ ①の領域内の土砂キキクルにおいて土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクルにおいて警報基準を大きく超過した基準を超過

※ 上記①～④すべての条件を同時刻に満たした場合に発表

令和５年６月２日の顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雨に関する気象情報

６月２日08時10分　顕著な大雨に関する高知県気象情報　第１号
６月２日11時22分　顕著な大雨に関する高知県気象情報　第２号
６月２日12時01分　顕著な大雨に関する和歌山県気象情報　第１号
６月２日13時10分　顕著な大雨に関する奈良県気象情報　第１号

顕著な大雨に関する気象情報を補足する「線状降水帯」の表示
６月２日の「今後の雨」（３時間降水量）

12時10分

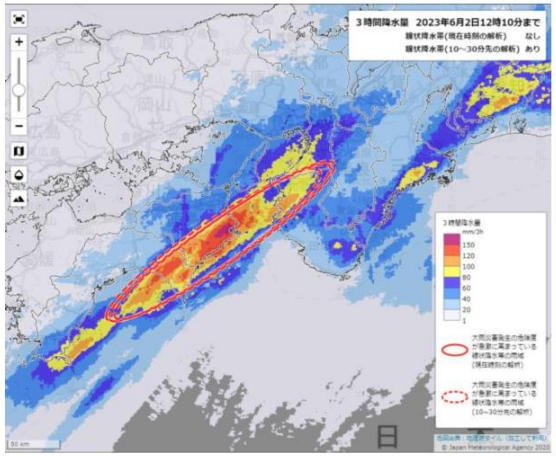

13時10分

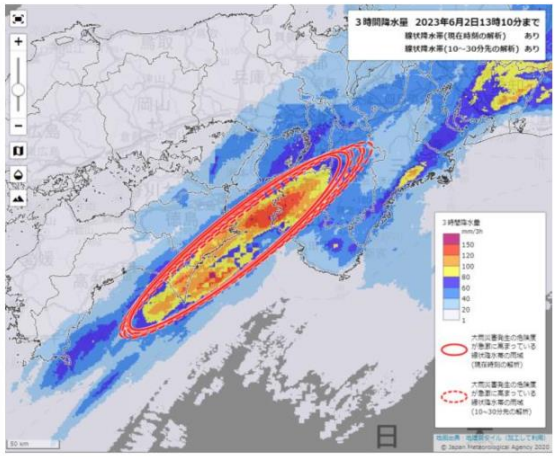

気象庁HPの「雨雲の動き」

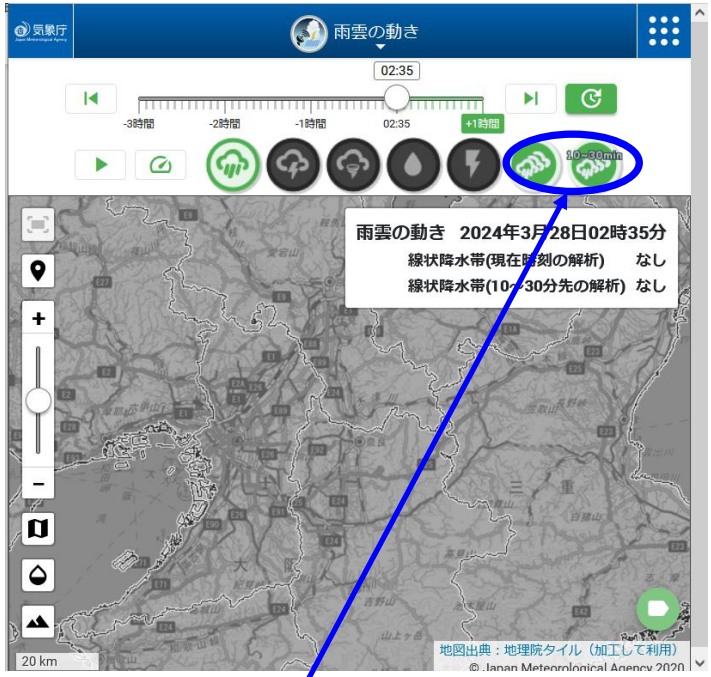

線状降水帯を表示

線状降水帯による災害事例

線状降水帯が発生した災害（抜粋）	死者数
平成26年8月豪雨（広島）	70名以上
平成29年7月九州北部豪雨	30名以上
平成30年7月豪雨	260名以上
令和2年7月豪雨	80名以上

過去の大きな大雨災害においては、線状降水帯が発生していた事例は多い

線状降水帯は予測できるのか　→　とても難しい

ただ、予測を述べている防災気象情報は令和4年より運用しています

線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

線状降水帯による大雨の可能性がある程度高い場合には、「気象情報」において、半日程度前から呼びかけます。

※警戒レベルを補足する解説情報で本情報のみで何か行動を起こすものではない

大雨に関する○○地方気象情報　第○号
○年○月○日○○時○○分　○○気象台発表

＜見出し＞
○○県、○○県では、○日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

＜本文＞
…（中略）…

［量的予想］
＜雨の予想＞
○日○時から○日○時までに予想される２４時間降雨量は、いずれも多い所で、
○○県　　○ミリ
○○県　　○ミリ
の見込みです。
線状降水帯が発生した場合は、局地的にさらに雨量が増えるおそれがあります。
…（中略）…

［補足事項］
今後発表する防災気象情報に留意してください。
次の「大雨に関する○○地方気象情報」は、○日○時頃に発表する予定です。

大雨が予想される際に発表される気象情報に、線状降水帯発生の可能性に言及するフレーズを挿入

※ 気象情報は、「大雨に関する気象情報」のほか、「台風第○号に関する情報」というタイトルで発表されることもあります。

※ 定時の発表以外では、短文情報の形で発表することもあります。

予想雨量と併せ、線状降水帯が発生した場合にはさらに状況が悪くなる可能性があることを伝える

防災気象情報に留意し、適宜キキクルで危険度の確認を推奨

【参考】線状降水帯の予測精度向上に向けた取組（観測・予測の強化）

観測や予測の強化の成果を順次反映し、令和４年６月より、線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけを、令和５年５月より、「顕著な大雨に関する気象情報」（線状降水帯の発生をお知らせする情報）をこれまでより最大30分程度前倒しして発表する運用を開始。
令和６年５月下旬からは、令和４年度から開始した半日程度前からの呼びかけを府県単位で実施。

線状降水帯による大雨の可能性をお伝え

「明るいうちから早めの避難」 ･･･ 段階的に対象地域を狭めていく

令和３(2021)年
線状降水帯の発生をお知らせする情報
(令和3年6月提供開始)

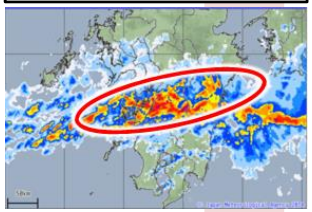

線状降水帯の雨域を楕円で表示

令和４(2022)年～
広域で半日前から予測
(令和4年6月提供開始)

今年の新たな運用

令和６(2024)年～
府県単位で半日前から予測

次期静止気象衛星
令和11年度運用開始予定

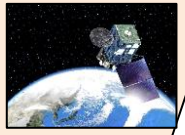

令和11(2029)年～
市町村単位で危険度の把握が可能な危険度分布形式の情報を半日前から提供

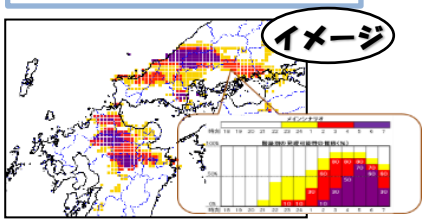

令和５(2023)年～
最大30分程度前倒しして発表
(令和5年5月提供開始)

令和８(2026)年～
2～3時間前を目標に発表

線状降水帯の雨域を表示

「迫りくる危険から直ちに避難」 ･･･ 段階的に情報の発表を早めていく

※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

国民ひとりひとりに危機感を伝え、防災対応につなげていく

近畿地方・大阪府気象情報における量的予想の表現の変更

令和元年から実施していた内容

24時間以上先（72時間先まで）の　降水量　降雪量
明後日の　風速　波高

誤差を考慮して
幅を持たせた表現

- 幅を持たせた量的予想は、予報の不確実性を伝えることができる一方で、わかりにくさがあった。
- 運用から５年が経過し検証したところ、24時間先までの予想と、２４時間以上先の予想の精度が同等だった。

令和６年出水期から

降水量や降雪量、風速、波高の幅のない表現に変更

令和５年８月13日に発表した大阪府気象情報を例に

令和５年　台風第７号に関する大阪府気象情報　第２号
令和５年８月１３日０５時３５分　大阪管区気象台発表

（見出し）＜省略＞

（本文）＜省略＞

［風の予想］
大阪府では、１５日は、暴風となるおそれがあります。
１４日に予想される最大風速（最大瞬間風速）
陸上　１５メートル（３０メートル）
海上　２０メートル（３０メートル）

明後日
１５日に予想される最大風速（最大瞬間風速）
陸上　２０から２４メートル（３０から４０メートル）
海上　２５から２９メートル（３５から４５メートル）

１５日に予想される最大風速
（最大瞬間風速）
陸上　２３メートル
（３５メートル）
海上　２８メートル
（４０メートル）

［波の予想］
大阪府では、１４日から１５日にかけて、波が高くなる見込みです。
１４日に予想される波の高さ
大阪府　２．５メートル

明後日
１５日に予想される波の高さ
大阪府　２．５から３メートル

１５日に予想される波の高さ
大阪府　３メートル

［雨の予想］
大阪府では、１５日から１６日頃にかけて警報級の大雨となるおそれがあります。

24時間以上先
１４日６時から１５日６時までに予想される２４時間降水量は、多い所で、
大阪府　５０から１００ミリ
１５日６時から１６日６時までに予想される２４時間降水量は、多い所で、
大阪府　１００から２００ミリ

＜省略＞

１４日６時から１５日６時までに予想される２４時間降水量は、多い所で、
大阪府　８０ミリ
１５日６時から１６日６時までに予想される２４時間降水量は、多い所で、
大阪府　２００ミリ

（注）24時間降水量の「多い所」が複数日にわたって地域内の同一場所とは限らないため、単純に足し合わせると過大になります。そのような使い方はしないでください。

三島地域の広域避難に関する取組紹介等について

資料14

国交省の発表では、想定し得る最大規模の降雨（1000年に一度）により淀川が決壊した場合、三島地域において、広域かつ長期間の浸水被害が見込まれており、市町の区域を越えた広域避難が必要。令和2年に国・府・関係市町（大阪市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町）で構成するWGを設置し、避難に係る計画や避難先の検討を進めている。

1. 摂津市域のハザード

淀川・安威川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）の重ね合わせ

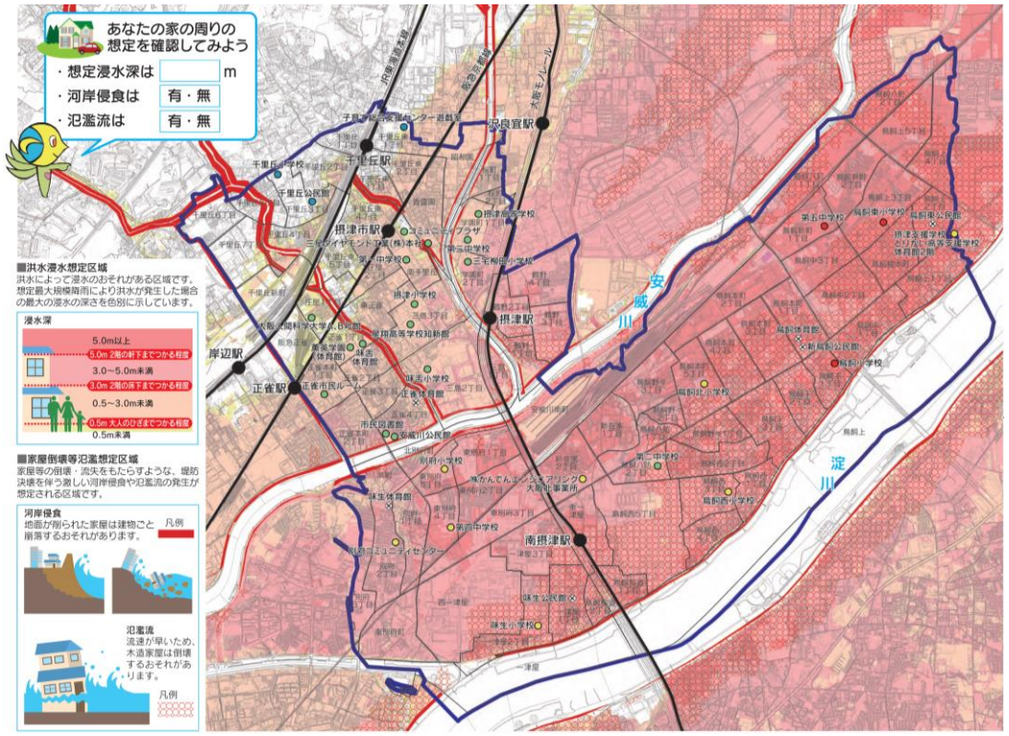

出典
摂津市防災ブック

2. 広域避難のシナリオ

基礎データ整理を踏まえ、アンケート調査やワークショップの結果を踏まえ、シナリオを作成

- 淀川L2、安威川L2での浸水を踏まえ、長期浸水が見込まれる範囲の避難者（家屋倒壊及び7日以上浸水区域）が広域避難を行った場合を想定。
- 広域避難の移動は、アンケート結果から、避難対象者の80%が避難。手段は、自家用車56.5%、バス（自治体支援）25.3%、電車（モノレール含む）23%とし、それぞれの各市（移動手段により最遠点又は市役所）からの移動時間を考慮。
- 移動時間を踏まえ、自治体における避難体制の確保、避難所開設時間を考慮し、広域避難におけるリードタイム案を設定。
- なお、吹田市、高槻市、島本町は7日以上の浸水区域では、広域避難対象は0人となる。

広域避難対象となる区域

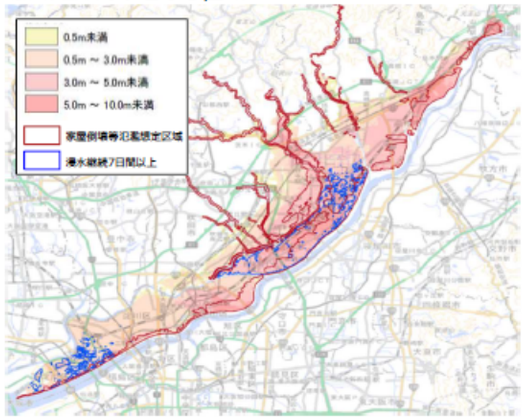

移動手段別避難者数（7日以上帰宅困難者）

	避難者数（万人）									
	三島地域									
	合計	大阪市西淀川区	大阪市淀川区	大阪市東淀川区	吹田市	摂津市	高槻市	茨木市	島本町
①広域避難対象者（基礎整理P.5と同じ）	13.4	0.3	1.0	4.8	0	3.9	0	3.4	0
②避難者(①×0.8)	10.7	0.2	0.8	3.8	0	3.1	0	2.7	0
自家用車(56.5%)	6.1	0.1	0.5	2.2	0	1.8	0	1.5	0
バス(25.3%)	2.8	0.1	0.2	1.0	0	0.8	0	0.7	0
電車(23%)	2.5	0.1	0.2	0.9	0	0.7	0	0.6	0

※案分、丸めの都合上合計値は一致しない

3. 現在の取組

➢ケーススタディでの課題検証

○想定される浸水被害が広域かつ長期間におよぶ摂津市を対象に、万博記念公園に広域避難を行う想定をし、ケーススタディで課題を洗い出し、得られた知見をもとに地域全体や他の避難先に拡大。

○　避難対象と避難先を固定した「タイムライン」のケーススタディで課題を洗い出し、徐々に全体の課題解決を行う。

■取組の詳細

以下の想定の「タイムライン」によるケーススタディを実施
- 避難対象：摂津市
  （三島地区の6市町のうち最も浸水被害を受ける割合の大きい）
- 避難先：万博記念公園
  （三島地区において最も大規模な避難先である万博記念公園）

↓

- ケーススタディの結果得られた知見や課題を各市町にて検討
- タイムラインの対象を三島地区全域に拡張

↓

- 広域避難計画（三島地域・洪水編）への反映

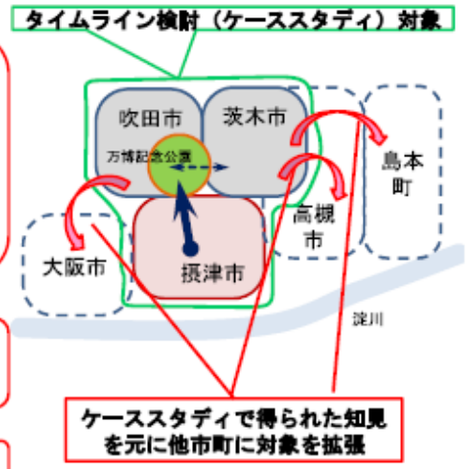

4. 今後の取組（協定締結）

➢ 施設利用に関する協定の締結

○首都圏における大規模水害広域避難検討会が令和4年3月にまとめた「広域避難計画策定支援ガイドライン」等を参考に、令和6年1月に大阪府（危機管理室）と万博記念公園の施設管理者との間で施設利用に関する包括協定の締結。

○令和6年度は、関係者間での協議・調整を経て、避難を希望する自治体と施設管理者との間で、広域避難に関する具体的な内容を示した細目協定の締結をめざす。

【協定締結のイメージ（首都圏の例）】

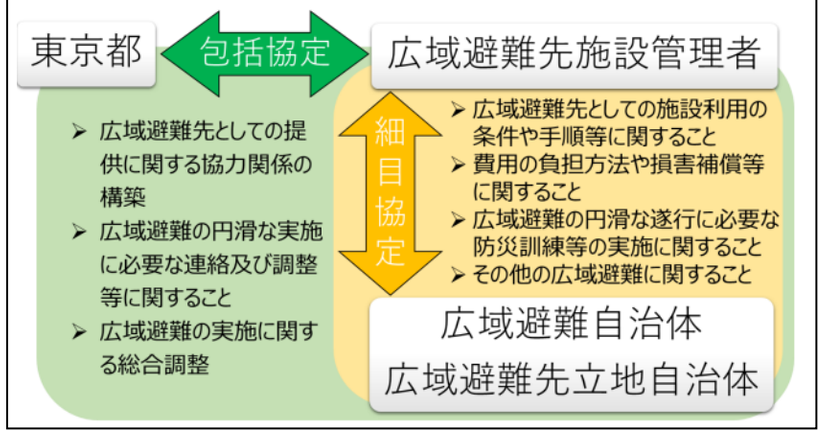

● 府管理の154河川全てについて、洪水浸水想定区域図の作成完了 ➡ **降雨規模ごとのリスクを踏まえ、避難計画やタイムライン等の精度向上が必要**